

官報

昭和五十六年二月十九日

第九十四回 衆議院會議録 第七号

昭和五十六年二月十九日(木曜日)

午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件

北海道開発審議委員の選挙

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)、
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時七分開議

○議長(福田一君) これより會議を開きます。

北海道開発審議委員の選挙

○議長(福田一君) 北海道開発審議委員の選挙
を行います。

○鹿野道彦君 北海道開発審議委員の選挙は、
その手続を省略して、議長において指名されんこ
とを望みます。

○議長(福田一君) 鹿野道彦君の動議に御異議あ
りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつ
て、動議のごとく決しました。

議長は、北海道開発審議委員に

箕輪 登君 川田 正則君

高橋 辰夫君 池端 清一君

及び 吉浦 忠治君

を指名いたします。

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)、
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出)及び租税特別措置法の一部を改正する
法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福田一君) この際、内閣提出、所得税法
の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正
する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する

法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大
臣渡辺美智雄君。

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) 所得税法の一部を改
正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案
及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につ
きまして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、所得税法の一部を改正する法律案につ
きまして申し上げます。

所得税につきましては、最近における社会情勢
の変化等に対応して所得税制の整備合理化を行う
ことといたしております。

まず、家計を助ける主婦などに対する配慮とい
たしまして、控除対象配偶者などの所得要件につ
きまして、給与所得に係る所得限度額を現行の
二十万円から二十九万円に引き上げるとともに、
父子家庭のための措置として、妻と死別し、また
は離婚した者のうち一定の要件を満たす者につ
きまして、寡婦控除に準じた所得控除を認めること
といたしております。

また、豪雪等災害に直接関連して支出した金額
が年間五万円を超える場合に、その超える部分の
金額を雑損控除として所得控除できることとする
ほか、所要の改正を行うことといたしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案につ
きまして申し上げます。

法人税につきましては、現下の厳しい財政事情
及び最近における社会経済情勢に順み、法人税の
税率を引き上げるほか、制度の整備合理化を行う
ことといたしております。

まず、財政体質の改善に資するため、相当規模
の増収措置を講ずることとし、法人税の税率を一
律二%引き上げることといたしております。

また、中小企業に対する配慮として、中小法人
に対する軽減税率の適用所得限度を年七百万円か
ら年八百万円に引き上げることとするほか、所要
の改正を行うことといたしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案
につきまして申し上げます。

租税特別措置法につきましては、現下の厳しい財
政事情及び最近における社会経済情勢に順み、法
人税法における税率の引き上げに対応して配当輕
課税率等の引き上げを行うとともに、租税特別措
置の整理合理化等を推進するほか、エネルギー対
策の促進に資するための措置を講ずる等、所要の
改正を行うことといたしております。

すなわち、第一に、法人税につきましては、た
だいま申し上げました法人税法の一部を改正する
法律案により、その税率を二%引き上げることと
しておりますが、これに対応して配当輕課税率等
を一律二%引き上げることといたしております。

第二に、企業関係の租税特別措置につきましては、
適用期限の到来するものを中心に見直しを行
うこととし、産業転換設備等取得した場合の特
別税額控除制度を廃止するほか、特別償却制度及
び準備金制度の整理合理化等を行うことといた
しております。また、登録免許税の税率軽減措置等
につきましても所要の整理合理化等を行うことと
いたしております。

第三に、現下の緊急の課題とされるエネルギー
対策の促進に資するため、省エネルギー設備、石
油代替エネルギー関連設備及び中小企業者の取得
する一定の機械等につきまして、三年間限りの措
置として、取得価額の三〇%の特別償却と取得価
額の七〇%の特別税額控除とのいずれかの選択を認
める措置を講ずることといたしております。

第四に、交際費課税制度につきましては、定額
控除額を超える交際費支出額のうち、前年同期の
交際費支出額を超える部分は全額損金不算入と
し、課税の強化を図ることといたしております。

第五に、普通乗用自動車等に対する物品税の輕
減税率につきましては、課税物品相互間の負担の
バランス等を考慮し、二・五%引き上げること
といたしております。

第六に、割引債の償還差益につきましては、利

昭和五十六年二月十九日 衆議院會議録第七号

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する熊川次男君の質疑

一五六

子課税とのバランス、割引債の流通性等に配慮しつつ、総合課税のための具体的方法を定めることとしたしております。

第七に、中小企業等海外市場開拓準備金制度等、適用期限の到来する特別措置について、実情に応じその適用期限を延長するほか、所要の改正を行うこととしたしております。

以上、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出、法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する

質疑

○議長(福田一君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。熊川次男君。

〔熊川次男君登壇〕

○熊川次男君 私は、自由民主党を代表して、ただいま提案されました所得税法、法人税法、租税特別措置法の各一部を改正する法律案について、總理並びに大蔵大臣に質問いたします。

昭和五十六年度の税制改正において、公債の発行額を前年度より二兆円減額し、財政体質改善のために、現行の税制の基本的枠組の中において相当程度増収を図る施策を講じ、法人税の六千三百億円を初めとして、酒税、物品税、印紙税及び有価証券取引税など、総額一兆三千九百六十億円にも上る増収が提案されております。

しかし、国民一人として税負担の高いことを望む者はおられません。他面、政府に課せられた役割、すなわち社会保障の充実、社会資本の整備、経済の着実な進展など、国民の生活の安定、向上のために欠くことのできない政策を要求する

のも、これまた同じ国民であります。

ここにおいて、五十六年度厳しい情勢の中に、国債二兆円を減額し、赤字財政脱却の第一歩を踏み出すとする強い決意に心から敬意を表するものであります。しかしながら、今回の一兆四千億円の増収は、国民の汗と涙の結晶、いわば血税によって納められるものであります。

そもそも税のあるべき姿を考えると最も肝要なことは、税負担の公平であります。すなわち、一方においては税制面で、他方においては税執行面で、善良な納税者が納得する公平の確保、これが図られなければならないと思います。為政者が最も心しなければならぬ命題だと存じます。

そこで總理に、税制面及び税執行面において、公平の器に愛情を盛られた、国家に活力を与え、国民に希望の持てる、強い決意でもって税の公平確保を図る基本的なお考えを拝聴いたしたいと存じます。

ところで、租税特別措置、すなわち特定の政策目的のために税制上の措置を講ずる、いわゆる政策税制については、私は、そのすべてが不公平であるとか、あるいはすべてを是正せよと言うものではないと存じます。政策税制の中には、御案内のとおり個人の少額貯蓄への配慮あるいは中小企業対策、資源・エネルギー対策など、当面わが国が直面している重大な政策、その目的に合致するものがあるからであります。

しかしながら、こうした政策税制であっても、社会経済の推移によって政策意義の薄れたもの、あるいは効果に疑問の介在するものについては、その見直しを行い、税負担の公平を確保するためこの意図を怠ってはならないと存じます。

この意味において、政府が昭和五十一年以来、社会保険診療報酬課税の見直し、利子配当所得の総合課税を組上に上せるなど、その主要項目について改善が加えられ、また、企業関係の租税特別措置については、全項目の約八五％についてその整理合理化が行われるなど、精力的に進めてきた

ところの租税特別措置の見直しは、これまた高く評価できるものと存じます。

しかしながら、税の公平という重要な課題を全うするには、社会、経済の刻々の変動に對応、適合できるように、常に検討を加え続けなければならないと存じます。

国民の納税義務は、税に對する信頼の上に立って、初めて可能であると存じます。

そこで、大蔵大臣に、昭和五十六年度税制改正に当たって、政策意義の薄れたもの、あるいは効果の疑問のある租税特別措置の整理合理化について、どのように取り組まれたか、お尋ねいたします。

ところで、今回提案されております法人税及び租税特別措置法の改正法案によりまして、法人税率の一律二〇引き上げが提案されております。

御案内のとおり、わが国経済においては法人企業は大きな機能を果たし、企業活動を通じて経済の拡大、雇用の安定などに大きな役割を果たしてまいりました。

一部には、法人企業に對し、その税率を、累進税率制を導入して大幅に引き上げるべきだという意見もありますけれども、法人企業の今日まで果たしてきた役割、諸外国とのバランスなどをあわせて考えるならば、にわかにとり得ない意見と言わざるを得ません。税率を上げるその根拠を枯渇させるような政策は決してとるべきではありません。

そこで、大蔵大臣に、今回の税率の二〇引き上げの根拠並びに税率及び累進税率の導入などに對してどうお考えであるかをお伺いし、降壇いたします。(拍手)

た、そのような努力に欠けるところがあつては、税に對する国民の信頼を得ることができません。政府は、熊川議員がお述べになられたとおり、昭和五十一年度以来、積極的に政策税制の整理合理化を進めてきており、また、執行面においても、税務調査の的確な実施に常日ごろ努力しておりますが、今後におきましても、絶えざる努力を続けたい所存でございます。

なお、執行面の一層の適正化を図るため、近く、脱税があつた場合にさかのぼって課税ができる期間を現行の五年から七年に延長するなど、一連の制度改正をお願いしたいと予定しております。(拍手)

〔國務大臣渡辺美智雄君登壇〕

○國務大臣(渡辺美智雄君) 税の公平に對する基本的な考え方、それに関連をいたしまして、租税特別措置の整理合理化の状況はどうだという御質問でございます。

やはり、租税の公平ということが非常に大切なことであつて、一つは制度面、一つは執行面と二つございます。

主として制度面につきましては、特別措置法というものは、熊川議員の言うように、一概にこれは不公平だということを言うことはできません。一つの政策税制でございます。しかしながら、ややもすると、一遍政策的に優遇を受けましたとそこに居座つてしまふという傾向がありがちでございますから、毎年厳しく見直していかなければならぬ。したがって、ことしは、特に増税もお願ひしなければならぬという年でございます。

で、企業関係の特別措置の一律の縮減の後を受けて、さらに社会経済の実態に即して洗い直しをやりしました。期限の到来するものを中心といたしまして、七十三項目中、二十三項目について実は整理合理化を行ったわけでありまして、一々ここで読み上げませんが、公害防止の関係とか、廃棄物とかあるいは船舶とか、医療機械とか、いろいろ優遇措置があつたのであります。それらに對する

整理合理化、削減、そういうことを二十三項目やりました。その他の問題について、産業転換投資促進税制というのがあったのですが、これはやめ、そのかわりに、エネルギー問題は非常に重要でございまして、その財源をもつて、このエネルギー対策のための税制というものは創設いたしました。こういうものは不公平税制でも何でもないのであって、そのときの国が非常に重要な施策として奨励すべきものに充てた。しかも、いままでのものを廃止してその財源の中でやっているのでございます。

さらに、五十五年度ベースで見ますと、特別措置関係の減税額が約九千八百億円ばかりございまして、この大部分、八千億円近いものは中小企業とか個人とか、そういうものばかりでございまして、マル優制度で少額貯蓄に課税しないとか、生命保険料の控除とか、住宅取得の措置とか、そういうふうなものであります。これも、一概に不公平とかなかなか言い切れないものであります。しかしながら、これらの問題につきましても、皆さんの合意が得られれば将来検討を深めていきたいと考えております。

それから、法人税率を二%引き上げた根拠は何であるか。

これは、今回は新しい税はつくりたくない、しかし経費が非常に膨張する、われわれは極力抑え込まなければならぬ。一方において二兆円の国債減額を行う。この国債減額は自然増収の中で吸収できましても、自然増収は、地方交付税と国債の利払いと減額の財源で大体なくなってしまうということになって、当然増のものをどうしても賄えない。これは制度的にどうしてもふえてくるわけですから、経費の節減合理化だけではできない。したがって、いろいろな税金に薄く広くお願いをするという考え方でやったわけであります。

したがって、法人税については、大体諸外国の状況等を見ましても、実効税率というものを考えた場合において日本のものはもう少し上げてほしい

いんじゃないかという点から、現行の標準税率は四九・四七でありまして、改正案で五一・五五、アメリカの五一・一八、イギリスの五二・〇〇、西ドイツの五六・五二、フランスの五〇・〇〇というふうなものに比べて、まあ、この程度のことは、景気対策の問題等もございまして、それほど影響力はない。したがって、現在の健全な財政運営のために御協力をお願いしたいということで引き上げたわけでございます。

なお、累進税率のお話もございました。

これは一部の方から言われておることではありますが、これはうんともうかっているところに累進的な高い税率をかけるというのですが、何を基準にしてもうかっているというのか。ただ額面が大きくても、資本金が大きければその一割でも、三千億の資本金なら二割もうけても六百億出てくるわけですから、資本金が大きいかというだけで高率の課税をするということとは適当でない。資本金に比べて利益率が高い、そういうものを課税して課税したというところになると、資本金の小さいところの方が資本金に対する利益率が大きいのです。中小企業がよけい超過累進というわけにはいかないというふうな点から考えまして、このことは法人税になじまない。

どうしても大資本、多くの従業員を集めてやらなければできないような企業もあるわけですね。石油プラントをつくるとか、鉄鋼、製鉄をやるとか、そういうものはやはり必要があるから大資本を集めてやっておるわけでございますから、そういうものも高率課税をするということになると、果たして国際競争力においてどうなるのか。会社をさらに分割するような問題が出てきてもこれもまずいというふうなことで、どこかの国でもこれはやっておられないわけですね。したがって、先進国大部分はやっておられないということもあるし、やはり理由があるからやらないわけでございますから、われわれもこれについてはできませんということをお願いいたします。

以上であります。(拍手)

○議長(福田一君) 大島弘君。

〔大島弘君登壇〕

○大島弘君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法、法人税法、租税特別措置法の一部改正案につきまして、総理並びに関係大臣に質疑を行うものであります。

まず最初に、わが日本社会党は、野党第一党として、かつまた責任野党の立場からも、何でも反対という姿勢ではなく、是は是とし、非は非とする是非々々主義を一貫してとってまいりました。(拍手)この意味におきまして、今回の改正案におきましても是とすべきものが一部あります。が、大部分は非とすべき改正案であると思うものであります。

まず、所得税法につき、わずかながらとはすべく改正案としてしましては、寡婦の場合に準じ父と子とのみの家庭のための二十三万円の所得控除、また、家計を助ける主婦のために夫が配偶者控除を受けられる妻の所得限度額を、パートタイマーなど給与収入七十九万円まで引き上げたこと、また、今回の豪雪災害に関し、雪おろし費用等について五万円を超える金額を雑損控除としたことなどでありまして、これとても、わが党が長年主張してきたことがようやく不十分ながら実を結んだわけでございます。(拍手)

総理にお伺いいたします。

昭和五十三年の物価上昇率三・四%、五十四年度同四・八%、五十五年度同七・ないし八%という物価上昇に対し、五十三年以来四年間所得減税措置が一切とられなかったというところであります。特に五十五年度に至りましては、六・九%という春闘相場に対し八%の物価上昇ということからは、明白に賃金の目減りが生じているわけであり

ます。

得最低課税限度額は高いといつも弁明しておりますが、それはフローの問題であって、たとえば貧弱な家庭に住んでいるわが国労働者とデラックスなマンションに住んでいる欧米諸国の労働者、あるいは先祖の蓄積遺産を十分に持っている先進国労働者とわが国労働者を比較した、いわゆるストックの面を考慮すると、果たして国際比較のみで解決するものではないと信じます。

このような点から、今月十日、総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体、その最低要求として、夫婦子供二人の標準家庭の課税最低限度額を、現行二百一十五万円から二百一十八万円へ引き上げることを決定しております。わが党も、従来、低所得者へは緩く高所得者にはきつくという公平の意味からも、課税最低限度の引き上げを要求しているのですが、この労働四団体の最低の要求を実現すれば、約三千億の予算措置が必要であります。これにつき、物価対策費、予備費などによって予算修正をする考えがないかどうか、総理のお考えを日本の全労働者の前に明白にお示しただきたいと思うのであります。(拍手)

第二に、法人税及び租税特別措置法の改正案につきまして質疑を行います。

法人税率を五十六年四月以降一律に二%引き上げるといふ今回の改正案は、全国から大きな非難の的となっております。全国で約百三十万という法人は一律二%の税率アップを受けるわけで、かくては中小法人の倒産、首切り、さらには景気沈滞へ進むことは必至と考えておりますが、この点に對する大蔵大臣のお考えをお示しいただきたい。

さらに、協同組合等の税率まで二%引き上げておられますが、このような組合は、法人税の負担を回避するため、留保分の加入組合員に事業分を配当してしまつて、結局法人税引き上げの目的が達せられないと思つてございまして、この点につきましても大蔵大臣のお考えをお伺いしたいと思つております。

さらに、大蔵省の調査によりまして、法人の

昭和五十六年二月十九日 衆議院會議録第七号

所得税法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する大島弘君の質疑

一五八

実質負担率は、一億未満で三五・一%、百億以上で三四・五%と、大法人ほど実質負担率が軽くなっております。しかも、資本金十億以上の法人で法人税収入の約半額を占めている現状を見ると、少なくとも資本金十億あるものは百億以上の大法人または一定額の利益を産出した大法人に對しましては、累進税率をとるのが応能分担の租税原則からもまさに正論であり、わが党の多年にわたる要求でもあります。ただいま大蔵大臣は、この累進税率は諸外国でもやってないといふ申しますが、現にアメリカでも三段階税率を適用しているであります。

私は、この累進税率をとる考えはあるかないか、ないとすれば何ゆえか、再び大蔵大臣のお考えを明白にお示しいただきたいと思ひます。

(拍手)

なお、一月二十八日の國務大臣の演説に對する質疑に對して、わが党の山田組議員のこの種の質問に對し、大蔵大臣は「資本金が大きいからよけい利益が出る、従業員も何万といふわけですから、よけい出たから重税を課せるのだ」と言つても、資本金の大きいことを忘れてしまつても困る。」と「資本金の大きいことを忘れてしまつても困る。」と言つていますが、これはどういう意味でございましょうか。私は、資本金の大きいほど実質負担率が少ないのは応能分担の税法原則に反してないかと尋ねていたのであります。さらに續いて大蔵大臣は、「それならば資本金に比例して課税したらどうか」という意見もありませんが、そうしなければみな会社は分割してしまひ、生産性が上がらない云々と答弁しておりますが、大法人に對し標準税率より何%とかの重課税率を適用することによつて、直ちに会社分割を考へるようなことがあるでしょうか。私は、この答弁を聞いて大蔵大臣の常識を疑ふものであります。

(拍手)

大蔵省の歳出百科を見ましても、また總理の所信表明を聞いても、どこにも昭和二十七年以來約

五万人体制のまま三十年間据え置いておる税務署の職員について触れていない。私は、財政再建と税務執行の面について政府の所信を問うものでございませう。

國稅庁の最近の発表によると、税務職員が実地調査に入ると、法人税においては約八〇%、所得税においては約九〇%と、いずれも十中八、九は税の申告漏れが発見されているのであります。ここで問題となるのは、こうした実地調査が、税務職員の手不足のために十年に一度という比率になつてゐることでありませう。たとえば、昭和五十四年、法人税の実地調査率は約一〇%であり、それに従事する担当者はずかに七千人弱であります。

こうした条件のもとでは、ばれたら納めるといったような納税意識の低下を食ひとめることは至難のわざであります。脱税が悪質、巧妙化し、かつ大型化している現在、人手をほとんどふやすることなく、公正な税務行政をやれと言ふのでありませうか。

今後、法人数を初め納税者数の増加、脱税不正の増加を思ふとき、現行の國稅關係職員の定員を据え置くとする、法人税の実地調査率は六%程度に急激に低下せざるを得ないと思はるのであります。

加えて、グリーンカード制度の導入により、一億枚にも及ぶであろうグリーンカードの交付事務が五十八年一月から開始されることとなつておりますが、これを一体だれが行うのでありませうか。単なるアルバイトやコンピュータの導入で済む問題でありませうか。千葉県松戸税務署管内だけでも、この事務処理は約百万件に及ぶと聞いております。そうして、昭和五十九年以降のグリーンカードのメンテナンス、すなわち二重のチェック、人格なき社員、非居住者等のチェックを、限られた定員の中でこれを行へと言ふのでありませうか。

總理は、予算委員会において、昭和五十七年度

の所得税減税と引きかえに大型新税を考へてゐると示唆しておりますが、この処理人員について、どのような考へをお持ちなのでありませうか。

アメリカでも、一九六五年の國稅職員が一九七九年には約四〇%の増員がなされてゐるのであります。およそ國稅職員の定員については、歳入官庁の特殊性から考へるべきであつて、最近の國稅庁発表のデータから推計試算したところでも、税務職員に一人増員したとして、税の増収は、もろもろの波及効果を合算すると、國稅だけで一兆二千二百億、地方税へのはね返りその他申告向上等の波及効果を合計すると、約二兆円の増収が見込め、赤字公債減額のための大衆増税の必要がないと思ひますが、いかがでございませうか。

なお念のため、ここで私が仮に税務職員の増員と申し上げておりますのは、主として大法人や不正所得者に対する調査のための増員でありまして、決して徴税強化のことを申し上げていないことは、改めてお断り申し上げておきます。

しかるに政府は、第五次定員削減計画で五年間に二千九百九十九名の税務職員を削減しようとしております。人を減らすだけが行政整理の目的でございませうか。公平、公正な均衡な所得の捕捉と適正な課税実現のために、歳入官庁である税務の定員管理につきましては定員削減計画の対象外にすべきだろうと思ひますが、中曾根行政管理局長官の所信をお伺ひしたいのであります。

最後に、不公平税制の代表的なものとして貸し倒れ引当金及び退職給付引当金について申し上げます。

今回、貸し倒れ引当金につき、債権額の千分の五から千分の三の費用化に改めておりますが、実際はどうか。たとえば都銀等につきましては、その実際の貸し倒れ発生率は何と〇・〇〇九%、これは五十三年度下期でございませうが、で、税法が費用化を認める率と著しい乖離が生じております。さらに退職給付引当金でありますが、全従業員が退職した場合に要する退職金額の五分の二の積

み立てを現行税制で認めておりますが、実際はどのくらい乖離があるかと代表的企業について述べますと、東京電力の五十四年三月末残高約千三百億の積み立てに對し實際使用額は約百三十億、つまり一〇%、新日鉄では千二百億の積み立てに對し實際使用額は百二十億強で同じく一〇%、日立製作所に至つては、八百六十億の積み立てに對し實際使用額はわずか五十億で六%にすぎないのであります。

このように、銀行や大企業を優遇する現行税制の不正を解消し、かつ、先ほど述べましたような國稅職員の適正な定員管理、つまり、税制及び税の執行面の改正によつて、今回のごとき一般増税によらないで財政再建の方法があると思ふので、總理並びに大蔵大臣のお考えを、その理由を明示して全國民の前に明らかにしていただくことをお願いし、私の質疑を終る次第でございませう。(拍手)

〔内閣總理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣總理大臣(鈴木善幸君) 大島さんにお答えいたします。

まず、所得税減税を行い、また、そのために予算を修正するつもりはあるのかとお尋ねでございませうが、すでに、いろいろの機会に申し上げましたように、わが國の財政の現状及びわが國の所得税の負担水準などから見て、所得税減税はしばらくお許しをいただきたいと存するのであります。したがつて、五十六年度予算の修正は考へておりませう。

次に、政策税制の見直し、適正な税務執行の確保による増収で財政再建ができるのではないかとのお尋ねでございませう。

先ほど熊川議員にもお答えを申し上げたとおり、税の公平の問題はきわめて重要な問題でありますので、制度面、執行面の両面にわたつて公平の確保に最大の努力を傾注してまいりたいと思ひますが、それだけで財政再建を達成できるかと言へば、私はなかなかむずかしいのではないかと

と思っております。

私は、財政再建の基本は、むしろ歳出面において、高度成長下で肥大化した歳出構造を徹底的に見直し、合理化することにあると考えております。五十六年度予算でも、一般歳出の伸び率を四・三％という二十五年度の低い率に抑制いたしました。今後引き続き歳出の合理化に重点を置いて財政再建に当たりたいと考えております。

税務職員の増員問題など残余の御質問につきましては、所管大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) 答弁をいたします。

中小法人まで一律に二％上げなくたっていいじゃないかというお話であります。

中小法人と大法人とでは御承知のとおり基本税率で二・八％と四・〇％こうなっております。その差は現在二・二％ございまして、これは昭和三十一年ごろはもっと低い数字でございまして、大法人と中小法人は大体五割ぐらいの格差があったのです。仮にこれを引き上げないということになると、一・二％が二％違つて一・四％差が開くということになってまいります。そのことは個人形態で営む中小法人との問題で非常に不公平が出てまいりまして、かなり大きな個人形態の事業もあるし、中小法人でもいろいろ個人形態と似たようなものもたくさんあるわけです。したがって、その不公平、格差というものの不公平が起きないよう、やはり税制は公正にということが大事ですから、そういうことで今回は二％引き上げる。しかしながら、七百万円以下というものを八百万円まで、結局月給を取ったりなんかして残り、会社の利益ですから、それが八百万円までのものは軽減税率を適用するというにいたしました。したがって、八百万円以下の法人というのは大体百二十三万社で、中小法人数百三十九万社の約九〇％、中小法人の九割というのが恩恵を受ける

税率の中にある、こういうこともお考えいただきたい、かように考える次第でございます。

それから、協同組合の税金を上げたならば、これは事業分置配当で、税金を払いたくなければみんなに利用分置で歩戻ししちゃえばいい、そうならたらば思ったほど税金取れないのではないかと。これは一つ考えられることなんでしょうが、歩戻しは適当にいまでもやっております。やっておりますところは。しかし、それは今度はもたらした方に課税になります。これは一種のリベートですから、したがって、それが事業所得になる場合もあるし、そのリベートが雑所得になる場合もあるし、何でもらったか、結局、日常生活品を買ったものでもらったか、農機具とか肥料でもらったのか、あるいは預金を積んだためにそれに比例してもらったのか、いろいろ形態によって違いますが、そこにはもたらした方に課税の問題が起きてまいります。したがって、一〇％も上げるといふなら話は別ですが、二・二％程度であつては、私は、そのために事業分置配当が非常にふえるというようにも考えておりません。

それから、その次は、大法人に対する重課の問題について、これは先ほども私は熊川議員にお話をしたわけでございまして、くだいことは申しませんが、いづれにいたしましても企業規模というものが大きくなければやらない企業もございまして、大きい企業は確かに資本金も非常に、何千億という企業がありますから、大きければやはり一割配当するにしても金額的には大きな数字を上げなければ一割配当できない、一千万で一割は百万だし三千万で一割は三百億ということになるわけですから、だから、大きいから重課をするということは現在の法人になじまない。

アメリカなどで軽減措置があるじゃないか。確かにございまして、日本でもございまして、日本でも四二％あるいは三〇％という軽減措置が二段階で

あるわけでございまして。したがって私は、その点は、中小企業の約九割、八百万円以下の所得の法人をカバーする制度があるわけですから、現在はそれでよろしいのでなからうか、さように考えております。

それから、国税職員の増員を図るべきだ。私も極力ふやしていただきたいわけですが、私たちが、脱漏の問題で、調査をしてみれば八割は脱漏がある。だからそれと同じようにあるかというところ、そういうことはないわけでありまして、これはやはり税務署が調査に行くのには、優良で――大体リストがあるのです。それで、いつ調べてもいいというところは、やはり余り調査に行かない。それから毎年いろいろの問題を起すような人のところはちよこちよ行くということで、行けばばらばら出てくることをやはりねらうて行くわけですね。でございまして、その比率をもつて一律に全部脱漏だといふふうにはなかなか言えないと思ひますが、しかしながら実調率をある程度高めることは非常に必要である、その点は私は賛成でございます。ましてグリーンカードを実行するということになると、これはどうしても人手が足らぬわけですから、これにつきましては御理解を得まして、今後とも定員の充実に努めてまいりたいと思ひますので、何分の御支援方をお願い申し上げます。

それから、金融機関の貸し倒れ引当金、退職給与引当金、こういうものは不公平じゃないかというお話であります。金融機関の貸し倒れにつきましては、実際と積立率との間で乖離があるという御指摘がございまして、そういうような乖離のないようにするために税制はちよこちよ直しておるわけでございますが、金融保険業の貸し倒れ引当金につきましては、五十六年度の税制改正におきまして、その法定繰り入れ率を千分の五から千分の三に引き下げる予定でございます。退職給与引当金につきましては、五十五年度において、その累積限度額を期末退職給与の要支給額の百分の

五十から百分の四十に下げたところでございますが、これはもっと下げたいんじゃないかということについては、私も考えておるわけでございまして、これらにつきましては、将来の検討課題とさせていただきます。

それから引当金の見直し、不正税制の是正、適正な徴税確保という問題については、さらに一層、負担の公平、それから執行面において、特にいまお話があったように脱税者に対して十分手が回るように、いろいろな人員の面、やり方の面で十分に配慮して、その点は、徴税の公平な確保をして信頼を得られるように努力してまいる所存でございます。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 税務職員の御苦勞に對しましては、われわれもよく理解し、配慮もしてあげなければならぬと思つております。

政府といたしましては、ただいま総定員法のもとに第五次定員削減計画を実施中でございまして、昨年から始めて、五年間に三万七千六百五十人の定員を減らすということを、いま進行しておる最中でございまして。

しかし、一方において、どうしても重大なところにつきましては補充を認めなければなりませんので、いろいろな学校関係、病院、国税、外交当局、司法関係の登記事務所あるいは海上保安庁、そういう方面についてはできるだけ増員の配慮もしてきておるところでございます。

本年度におきましては、学校や医科大学が大部分でございまして、そちらに非常に人員を要することになりました。そこで、一般行政から約一千百人を減らしまして、それから現業官庁から約千八百人を減らしまして、約二千二百人ぐらいを、新しくできる国立大学の学部や医科大学あるいは病院、そちらの方に大部分とられてしまつたわけでございます。そこで、何とかしてプラスマイナスをゼロにし、できれば百人以上はネットで減らしていかなければいけない、そういう方針で査定を

昭和五十六年三月十九日 衆議院會議録第七号

所得税法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する鳥居一雄君の質疑

一六〇

いたしまして、大蔵省におきましても実際は定員を百五十二人減員しておりますし、各省軒並みに減らしております。それを大学や病院やあるいはそのほかのところへ持っていくわけでございます。

国税につきましては、第一線は四百三十八人増員をいたしました。これは、大蔵省の内部で総務とか管理とか施設方面から人員を浮かしていただきまして、そして税務の第一線へそれを充当していただいたわけで、国税全体といたしましては、自然退職のプラスマイナスを含めましてゼロということにして、そして実際は四百三十八人が第一線で増員している、こういう形になって、何とか御苦労していただくことにしたわけでございます。

しかし、国税の皆さんが非常に御苦労していることはわれわれもよく理解しておりますので、今後ともできるだけ配慮を加えて、でき得べくば御苦労に報いるようにしてあげたいと思っております。ただ、総定員法の枠外にしようと思っております。現在の状況では非常にむずかしいと思っておりますので、枠内におきまして最大限の努力をしてみたいと思っております。(拍手)

○議長(福田一君) 鳥居一雄君。

(鳥居一雄君登壇)

○鳥居一雄君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法、租税特別措置法の一部を改正する法律案について、総理並びに大蔵大臣に対し質疑を行うものであります。

政府は、昭和五十六年度を財政再建元年と名づけ、その成果は、国債発行額を前年に比べ二兆円減額したことにあるとしております。もとよりわれわれも国債の減額二兆円を否定するものではありません。しかし、国債減額二兆円が税制改正案に与えた影響を見ると、いわゆる肥大化した財政のむだ遣いの洗い直しに見るべき成果を上げないまま、大衆課税の強化を一層図っている点はまことに重大です。特に、所得税減税の見送りによる見えざる増税二兆七千六百九十億円はその最たるものであり、巷間、増税元年と言われるゆえんとなっております。

一昨年閣議決定した行政改革は、特殊法人を五十五年度から七年度間に十八法人削減し、行政のむだを省くことにありました。その初年度である今年度、特殊法人の数は、見かけでこそ減るものの、看板をかけたただの改組や移管、それに統廃合と引きかえた新設法人の誕生で、高級官僚の天下りポストがたった一つ減っただけであります。

補助金など国の支出は、節減どころか逆に二百三十六億七千万円もふえ、人員も差し引き三百九十人ふえる結果となって、経費節減というのはいくら吹く風かといった実態になっております。一体行政改革はどこへ行つてしまったのでしょうか。また検査院の報告書によると、五十四年度不当事項が各省庁、公社、公団など合わせて百七十九件、金額にして五千七百二十五億六千六百万円のむだ遣いを指摘しております。件数では前年に比べやや減つたものの、金額では二十倍以上にふえ、これまでの最高になっております。特に予算上のむだ遣いは百七十六件、三百三十六億四千五百万円に上り、前年の二倍を超えております。政府の綱紀粛正に取り組む姿勢を示したものの、その効果はなく、その後、逆にエスカレートしてきたのであります。

政府がやるべきことをやらないで増税路線を突つ走る、国民は大なる不安と不信の念を抱かざるを得ないのであります。これでは、既存の税制の枠内の増税だとか財政再建元年と言っても、国民のコンセンサスは全く得られるわけがありません。こうした立場から、私は総理に伺います。

総理の諮問機関である政府税制調査会は、去る十一月、「財政体質を改善するために税制上とるべき方策についての答申」、この中で「歳出の増加

率が国民総生産の伸びを上回らないことを「強く望む」という提言をいたしております。

しかるに、国会に提案されました今回の昭和五十六年度予算案を見ますと、一般会計の歳出の対前年度伸び率は九・九％であります。比べて政府の経見通しによる名目国民総生産の伸び率は九・一％になっております。なお、仮に昭和五十六年度予算の一般会計の伸び率が九・一％に抑えられたとしたら、歳出額で三千二百三十七億円の節約ができたこととなります。同時に、税制改正に對しても、所得税減税を可能にすることを初め、提案されている税制改革案とは別の選択の道をもたらしただけで容易に想像できるのであります。

もちろんわれわれも、歳出の規模が、経済動向や国民生活の向上に与える影響から見て、単に小さければすべてよしとするものではありません。しかし総理、政府税制調査会の中期的答申は、増税が国民に与える影響を考慮して歳出面まで言及した異例の答申とも言われております。したがって、答申に盛り込まれた提言が初年度から実現されなかったことについては、納得のいく説明が必要と考えますので、総理の答弁を願います。同時に、次年度以降はどう対処されるつもりか、あわせて伺いたしたいと思います。

また、この中期答申は、「広く消費に着目する間接税」、いわゆる大型消費税の導入を必要としたしております。こうした大型消費税導入論の根拠は、この答申が、国税収入の伸びが平均して一二％程度とされていることに見受けられます。しかし、近年の税収の伸び率は、五十四年度が決算額で二・一％、五十五年度が補正予算額で一四・四％、五十六年度が当初予算額で一八・九％と、いずれも税調答申の一二％よりはるかに高いものであります。

私は、こうした税収の伸び率動向から見ても、総理が好調な税収が得られるための経済財政運営に努められれば、伸び率一二％を根拠とする大型

消費税の導入は、その必要がなくなるのであります。したがって、この際、総理に、政府税調が答申する「広く消費に着目する間接税」の導入は断念することを明言していただきたいのであります。が、総理の勇気ある答弁を求めます。

なお、新聞報道によりますと、自民党の政策責任者が、グリーンカード制度の見直しもあり得ると述べたと報道されております。利子配当の総合課税は、税負担の公平化のため必要であり、しかも国会で十分審議の上、所得税法の改正が成立したものであります。しかるに、総合課税が実施される前から不公平税制の復活をほめめかすような発言は、いささか理解に苦しむところであり、利子配当の総合課税とグリーンカード制度の実施についての総理の見解と決意を伺いたしたいと思います。

次に、所得税減税について伺います。政府の四年連続の所得税減税の見送りは、大衆課税の強化など、国民生活を圧迫することとはもとより、不合理な増税であることから、財政再建についても国民の合意と協力が得られない、その原因になっております。

われわれも、五十六年度予算編成の過程から今日に至るまで、申し入れ、本会議での代表質問、予算委員会での質疑など、再三にわたって所得税減税の実施を強く要求してきたのであります。われわれの要求に対する総理を初め政府の答弁は、要約しますと、「財源がない、わが国の所得税は国際比較すると軽い。」というものです。私は、政府の答弁ではどうしても納得しがたいのであります。

まず、財源であります。これまで多くの方から指摘がありましたように、政府の税収見込みは低過ぎると思わざるを得ません。近年の税収を見ても、政府は、昭和五十三年度四千七百五億円、五十四年度二兆二千三百億円、五十五年度は補正予算額で七千三百四十億円と、毎年度過少見積もりをいたしております。こうした傾向や民間

の経済研究機関の予測などから、五十六年度も少な目に見ても、政府の税収見通しより三千億程度の増収があると考えるのがより妥当であります。

また、われわれは、政府の税制改正による増収額一兆三千九百六十億円のすべてに反対しているわけではありません。たとえば法人税の引き上げについても、大法人は諸般の状況からやむを得ないと考えております。さらに、政府の税制改正案に含まれている金融保険業の貸し倒れ引当金の繰り入れ率の引き下げや、有価証券取引税の税率の引き上げも理解するところであり、かつ、いわゆる不公平税制の是正の見地から、政府案をより強化してもよいものであると思っております。

私は、政府がこうした税の自然増収の正確な見積もり及びいわゆる不公平税制の是正の見地から、政府税制改正案の見直しなどを実施したとすれば、財源難は解決できるものと申し上げたいのであります。したがって、大蔵大臣に対し、財源難を理由に所得税減税を拒む姿勢を撤回されることが、われわれが要求する財源対策に取り組まれることを望みますが、誠意ある答弁を願います。

同時に、租税負担率や課税最低限の国際比較のみで、所得税減税は無用と強調されることも考え直していただきたいのであります。この点について、予算委員会におけるわが党の正木委員の質問で明らかになったことではあります。わが国の国民生活の水準は、先進国と比べて決して高いとは言えないのであります。

たとえばエンゲル係数であります。日銀の国際比較統計によつて昭和五十三年度で見た場合、わが国の三二・六％に対し、アメリカ二〇・一％、西独二六・五％、フランス二九・六％、イギリスが三〇・五％となっており、わが国が最も高いのであります。

このほか、国民一人当たりの可処分所得、土地住宅価格などの国際比較によつても、所得税減税が無効などとは言えないはずであります。国民生活

活全体に配慮した立場から、所得税減税に対し、大蔵大臣の英断を求めるものであります。所信をお聞かせ願いたいと思ひます。

次に、法人税について伺います。

法人税の引き上げに当たつて、中小法人に対する軽減税率も一律二％で引き上げることが、中小法人重課税と言わざるを得ません。特に、五十五年は年間の倒産件数が史上第二位を記録し、なおその勢いは、一月の倒産件数が史上最高となるなど、中小企業にとつてますます厳しい状況になっております。

こうした中であつて、中小企業をますます窮地に陥れるような重課税を強いることは認めがたいのであります。したがつて、少なくとも中小法人に対する軽減税率の据え置きと、その適用範囲を一千万円程度まで引き上げることが措置すべきであります。この点につきまして、大蔵大臣の見解を伺ひまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) 鳥居さんにお答えいたします。

まず、来年度予算編成に当たり、税制調査会の中期答申が守られていなかったのではないかとのお尋ねでございます。

五十六年度予算の編成におきましては、公債の二兆円発行減額を基本方針といたしまして、まず予想される自然増収を二兆円の公債減額に充て、しかる後、歳出面の節減合理化にできる限りの努力をいたしました。歳出規模の伸び率を九・九％と二十二年ぶりに一けたに抑制したのであります。が、御指摘のように来年度の成長率の見通しが九・一％でありますので、その範囲内に歳出規模の増はなおさらなかったという結果になっております。

しかし、私は、国債費と地方交付税を除きたいわゆる一般歳出を四・三％という低い率にとどめ得たこともあって、中期答申において求められていたように政府が最大限の努力を傾注したこと

は、お認め願えるものと存するのであります。

財政再建の努力は、五十六年度一年で終わるものではございませんので、歳出の節減合理化には今後引き続き努力を重ねてまいらる所存でございます。

なお、歳出の抑制合理化とともに行政改革についても、第二次臨時行政調査会の御審議の結果などを積極的に生かして、真剣に取り組んでまいらる決意であります。

予算執行の適正化にも一層努力し、財政再建についてさらに広く国民の皆様のコセンサスを得てまいりたいと存じます。

次に、大型消費税の導入について御質問がございました。

すでに、いろいろの機会に繰り返し申し上げておりますように、政府としては、今後の税制のあり方について、今国会における御審議、御議論の経過等も承知いたしております。今後の財政経路等も踏まえて、今後幅広い観点から検討してまいりたいと考えております。

グリーンカードの問題であります。御承知のとおり、すでに昭和五十五年税制改正におきまして、利子配当課税につき、税の公平の推進という見地から、昭和五十九年以降総合課税へ移行すること及びグリーンカード制度を採用することを決定しておりますので、政府はこれを確実に実施してまいらる所存でございます。

残余の問題につきましては、所管大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) 鳥居議員にお答えをいたします。

政府の税収見積もりは過去のデータからして少し過小評価だ、そういうことでございますが、私もどもいたしまして、増税をするということについては、国民生活や国民経済にかなりの御負担をお願いすることでございますから、それは非常に厳しいものでございます。したがつて、必要最小限度

のものにしなければならぬ、そう思つております。昭和五十六年度の税収の予算につきましては、政府の経済見通しによる経済指標を基礎にいたしまして、最近までの課税の実績、収支の状況等を適切に勘案して見積もつた次第でございます。

昭和五十五年度税収については、補正予算での増収見込み額を含めて、その固有の増収分を金額で三兆一千億、伸び率が一三・五％見込んでおります。しかし、これに對しまして、五十六年度の税収については、固有の増収分を金額で三兆八千億、伸び率が一三・八％を見込んでおります。私としては、過小でない、かなりぎりぎりの数字を見積もつたつもりでございます。要するに、実績ベースと比較しまして、一三・五％のところを一三・八％見込んでおります。そういうことであります。

それから、不公平税制をもつと直せということでございますが、御承知のとおり、現在の措置法というものは政策税制でございます。それ自体をもつて不公平というようなことはなかなか言えないわけでございます。しかし、その中で金融機関等に対する貸し倒れ引当金の繰入率が高過ぎる、少し甘いじゃないかというところの御指摘がございまして、これにつきましては、御指摘に従ひまして本年度においても、それを引き下げるなどの措置をとらうというように法案を出してある次第でございます。

それからエンゲル係数のお話が出まして、エンゲル係数が日本は三二・二％というようなことだから、これは必ずしも善しは染じやないんじゃないのか、こういうお話であります。

ところが、エンゲル係数というのは、御承知のとおり使つた金です。使つた金の中に占める食費とか、そういうものの生活費の割合、これは貯金は別なんです。日本人というのは貯金が好きでして、使わずに二〇％も貯金してしまふ。したがつて、貯蓄を含む家計可処分所得に占める飲食

昭和五十六年二月十九日 衆議院會議録第七号

所得税法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する玉置一弥君の質疑

一六二

費の割合を見ますと、主要諸国のそれとさしたる差はありませんという事も留意する必要がありまするかと思存します。したがって、生活の仕方というものについては、それぞれその国において、いろいろな生活の仕方があるわけがございます。したがって、私は、エンゲル係数だけをもって生活の差であるという事は一概に言えないのじゃないでしょうかというふうに思っておりますわけでございます。(拍手)

○議長(福田一君) 玉置一弥君。

「玉置一弥君登壇」

○玉置一弥君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま提案されました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対して、総理並びに関係大臣に御質問いたします。

わが党は、わが国経済の発展と国民生活の安定を図る立場から、来年度予算においては、行財政改革の断行と不公平税制の是正、大企業の法人税率の二%引き上げなどにより、大衆増税によらない財政再建予算を編成するよう強く主張してまいりました。

しかるに、昭和五十六年度予算案は、行財政改革をないがしろにし、財政再建の名のもとに、国債の二兆円減額を、国民生活全般に多大な影響を及ぼす大増税で賄おうとする大衆増税予算と断ぜざるを得ないのであります。このような立場か

ら、まず所得税についてお伺いいたします。第一次石油危機を契機として、わが国経済は激しいインフレに見舞われ、次いで、長い深刻な不況に陥ったのでありますが、その痛手から回復したのもつかの間で、一昨年来、再び第二次石油ショックの影響をもちに受けたのであります。わが国経済は、このショックを、実質賃金の低下に見られるような勤労者の犠牲のもとに辛うじて乗り切ってきたのであります。

すなわち、昨年一年間の名目賃金は、前年に比べ七・〇%増加したのでありますが、消費者物価指数がこれを上回り、八・〇%上昇したため、昨年一年間の平均実質賃金は、対前年比〇・九%減となり、戦後統計史上初めての賃金目減りという異常な事態を招来したのであります。

さらに、最近の物価情勢から見ても、年度間平均の実質賃金もプラス維持は絶望と見られているわけでありますが、現在の景気のかげりは、まさにこの実質賃金の減少による個人消費の低迷がもたらしたものにほかなりません。

このように、五十五年度の消費者物価上昇率六・四%という政府の公約をかたく信じて賃上げの自衛に努力した勤労者に対し、すでに政府は、その公約の達成を放棄し、かつまた、来年度予算において何らかの償いをしようとする姿勢が政府にいささかも見られないことは、きわめて遺憾であります。(拍手)

このような重大な失敗に対し、政府がその責任

を痛感されるならば、そしてまた同時に、政府が、来年度において個人消費を中心とする民間の活力により、五・三%の実質経済成長の達成を期待されるのであるならば、この際、勤労者や中小企業者に対する各種の大増税を取りやめるとともに、五十三年度以来据え置かれたままになっていく各人的控除の引き上げなどの所得税減税を行うべきだと考えますが、この点につきまして総理の御所見をお伺いいたします。

また、このたびの所得税法改正案に、配偶者控除の対象となる配偶者の所得限度を現行の二十万円から二十九万円に引き上げることとされており、これは、現在の制度では、パートタイマーなどによる主婦の所得が七十万円を超えると夫の配偶者控除が打ち切られることとなっているものを、来年度からこの限度額を七十九万円に引き上げるものであり、一歩前進と認めるにやぶさかではありません。

しかし、この限度額を超えてしまうと控除が受けられなくなり、税負担がふえるため、むしろ減収になるケースが多く、そして、このため主婦のパートの年収は、その限度額以下に抑えられがちで、諸物価高騰の中でパートの賃金が伸び悩んでいる元凶ともなっているものであります。

今回の改正による限度額の七十九万円程度の引き上げでは、パートで働く主婦にとって厳しい状況解消することとはとうてい期待できるものではなく、配偶者控除が受けられる配偶者の収入限度

額を少なくとも百万円程度に引き上げることが必要だと考えますが、これにつきまして、大蔵大臣並びに労働大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

わが党は、高齢者の創意と経験を社会に生かし、社会連帯と活力に満ちた高齢化社会づくりを目指しておりますが、そのためには、現在年収七十八万円以上について課税されている老齢年金を非課税とすべきだと考えますが、大蔵大臣はいかがお考えでありますでしょうか。

次に、法人税についてお伺いいたします。

わが党は、かねてより、法人税については、実効税率の低位、法人の担税力の余地の存在、企業収益の回復等にかんがみ、大企業の法人税率を二%引き上げるとともに、中小法人の軽減税率の適用所得限度現行七百万円を千二百万円に引き上げるべきだと強く主張してまいりました。

これに対し今回の改正案は、税率の引き上げを、大企業に対してのみならず、中小法人、公益法人、協同組合等に対しても一律に行われようとして、同時に、中小法人に対する軽減税率の適用所得限度を年八百万円に引き上げるにとどめておられることは、とうていわれわれの容認できるところではありません。

申し上げるまでもなく、金融機関の取引先企業に対する厳しい選別融資、公共投資の抑制、個人消費の低迷、住宅建築の不振、素材部門を中心とした在庫調整の大幅なおくれなどにより、このと

ころ中小企業の倒産が相次いでおり、昨年一年間の企業倒産は一万七千八百八十四件、負債総額二兆七千二百二十五億円となり、件数、負債総額とも五十二年に次いで史上二番目の高水準を記録したのであります。

さらに、今後緩和の方向にある金融政策の効果で中小企業に浸透するには時間がかかること、また、円高や貿易摩擦により、これまで景気の牽引力であった輸出の伸びが余り期待できないことなどから、企業倒産は引き続き高水準で推移することが予測されるわけであり、

このように中小企業を取り巻く環境は、きわめて厳しい状況にあるにもかかわらず、財政再建の名のもとに、政府は、これに追い打ちをかけるかのように中小法人に対しても二％の税率引き上げを求め、かつ、中小法人に対する軽減税率の適用所得限度額を年八百万円に引き上げるだけにとどめられたことは、現下の中小企業経営の実態と、来年度におけるわが国経済の成長に果たすべき中小企業を初めとする民間企業の活力に及ぼす悪影響とを全く無視したものであり、はなはだ遺憾に思うわけであり、この点につきまして総理の御所見を承りたいと存じます。

次に、租税特別措置法についてお伺いいたします。政府は、来年度の税制改正において、当初、交際費課税のかなりの強化を検討されてきたわけであり、最終的には、わずかばかりの課税強化にとどめられたのであります。わが党は、社用

族天国との批判が多いことから、交際費は原則として益金扱いとするよう主張してまいりましたわけであり、これについて大蔵大臣はどのようにお考えでありましょうか。

また、この交際費課税を初めとし、現行の租税特別措置法には、なお見直しを必要とするものがあるのではないかと考えますが、今後の租税特別措置の見直しに対する大蔵大臣の御所見をお伺いいたします。

最後に、財政再建の基本方針についてであります。わが党は、行政機構の簡素化、むだな経費の徹底した節約、補助金の整理などの行政改革の断行と不公平税制の是正及びわが国経済の安定成長維持による税の自然増収の確保によって、大衆増税によらない、計画的な財政再建を達成すべきだと強く主張してまいりましたわけであり、ここで改めて、この点を総理に御要望申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) 玉置さんにお答えいたします。

まず、物価と実質賃金の問題についてであります。第二次石油危機後におけるわが国の経済運営が、先進諸外国に比べましてきわめて安定的に推移いたしてまいりましたことは御承知のとおりであります。その重要な要因の一つは、健全な労使関係の上に立って、労働組合、勤労者の方々

の自制的な賃上げ要求がございました。私も常日ごろ評価いたしておるところでございます。昨年九月の経済対策閣僚会議におきまして私が特にこの点を指摘し、勤労者の実質賃金の目減りを防ぐため、物価対策に全力を挙げてほしいと関係閣僚にお願いたしましたのも、労使のこのよい慣行を守るためには、政府もベストを尽くしていかなければならないという強い認識に立ったものでございます。

その後、政府は、物価対策に全力を挙げてきたのであります。原油価格の予想以上の大幅引き上げや、冷夏、豪雪など異常気象が相次ぎ、季節商品の価格が大きな影響を受けたことは御承知のとおりでありまして、まことに残念でございますけれども、政府見通しの範囲内におさめ得ない結果になっております。

しかしながら、幸い基調としては物価は安定化の傾向にありますので、今後、この安定化傾向をより確実なものにするため、引き続き物価対策を強力かつ機動的に推進してまいりたいと存じております。

なお、これに関連して所得税減税を行うべきではないかとの御意見でありましたが、すでに再三申し上げておりますように、わが国の財政の現状及びわが国の所得税の負担水準などから見まして、所得税減税はしばらくお許しいただきたいと存ずるものであります。

次に、法人税率についてのお尋ねがありました

が、このたび中小企業の軽減税率を含め、一律二％の税率の引き上げをお願いいたしております。これは、中小法人についての軽減幅が相当大きくなっていること、所得税減税ができない状況の中にあつて、個人形態で事業を営む方々とのバランスに配慮する必要があることなどを考慮したものでありまして、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

なお、このような負担の増加の中にあつても、中小法人の軽減税率の適用所得限度につきましては、現在の年七百万円から八百万円に引き上げることとしており、苦しい情勢の中でできる限りの配慮をいたしております。

その他の問題につきましては、所管大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) お答えをいたします。パート収入のある配偶者控除の適用所得限度、現在七十万円でございますが、これを今回七十九万円まで上げることになっております。それをせめて百万円にしないかというお話であります。

これはどういう考えかというところ、控除対象配偶者である場合、二十九万円の控除を受けるわけですね。基礎控除二十九万円、扶養控除二十九万円。この二十九万円と給与所得控除の五十万円とを合わせて七十九万円、これまでのパート収入ならば、配偶者としてだれかの配偶者の控除を受けてもいいじゃないかという考え方なんです。しか

昭和五十六年二月十九日 衆議院會議録第七号

所得税法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する玉置一弥君の質疑 所得税法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する玉置一弥君の質疑

一六四

し、それをもっと百万とかに上げるといたしますと、税金を払うようになりますね。税金を払いながらだれかの配偶者控除を受けるということは、これは税法上どうも納得がいけない。こういうようなことから七十九万円が限界である。それから、そうでない配偶者、他のそういう収入のない配偶者とのつり合いというようにものも考えて、七十九万円までということにしたわけでございます。

それから、老齢年金の話が出まして、年収七十八万円以上について課税されている、これを非課税にしてはどうかということでございます。

これは、公的年金の受給者につきましては、勤務に伴う経費の概算控除としての性格を持つ給与所得控除が適用されます。そのほか七十八万円の老年者年金特別控除、六十五歳以上で年所得が一千万未満である場合の適用がございます。これは、私は、公的年金受給者に課税上の優遇措置である、かように考えております。たとえば、公的年金だけしか所得のない老夫婦にとりましては、その収入金額が二百十九万円以下の場合に所得税は課税をされておられません。そういうことでございますから、それ以上のことは御勘弁を願いたいと考えております。

交際費を全部益金扱いにしろということですが、損金、益金ということは、要するに何らかの原因によって資本の減少をすることが損金なんであって、それは結局交際費を支出するわけですから当然資本の減少につながる。しかしながら、そういうようなものであっても、政策的に特別措置で、交際費については損金に認めませんというところを、ある程度の枠をつくってやっておるわけでございます。

今回も、さらにその交際費課税を強化をするというようにしたわけでありまして、五十六年度においても、課税の強化を図るという措置法案を提案中でございます。この案は、前年の同期の交際費支出額の一〇〇%を超えて支出した場合に、その全額を損金に入れないという案でありまして、大変厳しい案でございますから、これによって目的はかなり達成できるではないか。かなりきついという声がありますが、本当にきついわけですが、これはこの際お認めをいただきたいということでございます。(拍手)

〔国務大臣藤尾正行君登壇〕
○国務大臣(藤尾正行君) お答えをいたします。パートの方々の配偶者控除といいますが、七十九万円から七十九万円に引き上げていただいた、これは玉置さんにも一応の御評価をちょうだいしたいわけですが、私どももいいたしまして、非常に弱い立場にあられると思われまますパートの方々とか内職の方々とか、こういった方々に特段の御配慮を願ったということは、それなりに非常に意義のあることであるということでも、この御決断をいただいた大蔵当局に対しても、非常にありがたい、かように考えておるわけでございます。

〔議長退席、副議長着席〕
ただ、御案内のとおり、パートの方々と申されます方々は、御家庭とお仕事とのその両方を保っていきたくということでパートにつかれておられる方が多いわけでございますし、これをできればパートでなくてフルタイムにしたいという方々もいらっしゃるかと、私どももお願いをいたしておりますけれども、そういった御家庭の事情でございますとか、あるいは御職業上の技能の問題でございますとかということがございまして、パートの方がいいという方々が八〇%を占めておられるわけでございます。私どももいたしましては、できる限り、税金もお払いをいたしたい所得も上げていただくという意味のフルタイムの方にぜひとも御進級をいただきたい、かように思いましていろいろと考えておるわけでございます。

この問題につきましては職業安定というふうな紹介業務あるいはそういった御要望のあらわれます方々に対しましては技能訓練、こういった面につきまして一段と私どもも今後力を入れてまいらなければならぬ、かように考えておりますので、御指示を非常に拳々服膺いたしまして一生懸命に努力をさせていただきます、かように考えております。(拍手)

○副議長(岡田春夫君) 賛輪幸代君。
〔賛輪幸代君登壇〕

○賛輪幸代君 私は、日本共産党を代表して、所得税法、法人税法、租税特別措置法の改正案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。まず最初に、財政再建の基本的なあり方についてお尋ねいたします。

財政再建をうたい文句に出された来年度予算案は、新聞が大見出しで「重税時代くつきり」、「防衛上位」の増税予算と指摘したように、際立った特徴があります。しかも、それは、単に来年度だけのことでなく、今後の財政のあり方を方向づけるものとなっております。

すなわち、軍事費の長期的拡大を約束する大軍拡元年予算であり、一般消費税の導入をも想定した大増税元年予算であり、さらに、老人医療費有料化、児童手当廃止などを予定した福祉切り捨て元年予算でもあるのです。

このように、財政再建を口実にして福祉や教育を抑え込み、国民に大増税を押しつけながら、実は軍備の大増強を図るという政府のやり方は、全く卑劣であると言わなければなりません。(拍手)
平和で豊かな生活を願う国民は、いまこのような動きに大きな不安と憤りを感じています。八〇年代が平和で希望のある時代となつてほしい、これは国民共通の願いではないでしょうか。国民が幸せで豊かな生活を送ることは、憲法に保障された当然の権利であり、この国民の権利を保障するために財政を活用することこそが、政治に第一義的に求められているはずなのです。

総理は、財政再建を図るためには、国民生活を犠牲にしてもよいとお考えですか。そうでないとすれば、財政再建と国民生活の安定との両立についてどのような御見解をお持ちになっているか、お答えいただきたいと思ひます。

次に、税制改正についてお尋ねします。

今回の新たな増税は、過去の最高であった五十四年度の四千三百四十億円の三倍、一兆三千九百六十億円にも及んでいます。しかも、その中身は、中小企業や協同組合への増税に重点を置いた法人税の増税や、消費者への転嫁を基本とし、低所得者は重い負担となる物品税や酒税、印紙税などの増税となっています。

その上に、所得税減税を見送ることによって、国民は今年度当初よりも二兆七千六百九十億円も多くの税金を負担せられることを特別に重視する必要があります。この減税見送りという実質的な増税によって、この四年間で約六百万人もの人が新たに納税者として取り込まれるばかりか、所得の低い人は高い増税率を押しつけられているのです。

国民にとって、負担の増大が税金だけではないことは百も御承知のことと思ひます。あなた方が、消費者米価や国鉄、郵便、健康保険料等々の引き上げを次々と打ち出しておられるのですから。

五十五年上期の家計調査では、実収入のうち税金として取られるのが七・一％、社会保険料や公料金支出を加えれば、実に二六・五％が公的な

支出として消えているのです。これは、四十九年に比べ八・一ポイントもふえており、政府が先頭になって家計を圧迫してきたことをはっきり示しています。

私のところに手紙を寄せられたある主婦の方は、次のように訴えています。

せつせと家計簿をつけていても特別お金がたまらぬ。お金も右から左へ移動するだけで、つづけるのがゆううつになる程です。一生けん命節約を心がけても、赤字がどーんとふくらんでこれから先どうなるやら、おそろしいくらいです。働いても働いても、苦しいくらいし、お父さんが倒れたらどうしようと先のことを考えるとまっくらです。このうえ、大増税ではとてもたまりません。

これが国民の生活実感なのです。

厚生省の五十五年国民生活実態調査によっても、生活が苦しいと答えた人が前年より一〇％もふえ、四九・二％に達しているのは、その事実の深刻さを物語っています。まさに、家計収入は有限であり、国民負担の増大は無限であるというのが、国民の、とりわけ家計を預かる主婦の、偽わらぬ実感となっています。

このような大増税が進められたのでは、せつがくのパート減税や寡夫控除の新設なども、わずか過ぎて吹き飛んでしまします。

総理、少なくとも五十六年度で六千億円程度の所得税減税に踏み切るべきです。また、財政再建

期間中は減税しないという政府の方針は御破算に、むしろ、所得税の総合課税方式の強化や、人的控除などの税額控除方式への移行を進めるべきです。

児童手当については、昨年九月の厚生省中央児童福祉審議会の意見書でも提起され、諸外国でも広がっているように、税の児童扶養控除をやめて、第一子から児童手当を支給する方向への切りかえを図るべきです。総理並びに関係大臣の答弁を求めます。

大企業の法人税率の引き上げは当然のことですが、世論を逆手にとって中小企業や公益法人、協同組合などの税率までも引き上げることとはとうてい認められません。総理が自賛された「安定と繁栄」のもとで、史上空前の大もうけを上げている大企業と違って、中小企業の多くは、仕事がない、資金がない、売り上げが伸びないなど、ないない尽くしの苦境の中で、倒産と背中合わせの経営を強いられているのが現状なのです。ですから、今回の中小企業などへの税率引き上げは、ぜひ撤回すべきです。(拍手)

さらに、資本金が一億円程度の中小企業と、新日鉄などのように資本金が三千億円を超え、売り上げが何兆円もある巨大企業とが同じ税率とは余りにも不合理ではありませんか。(拍手)税の公平の見地からすれば、利益の大きい担税力のある大企業には一般より高い率の税負担を課す、段階税率の採用こそ図るべきだと考えます。(拍手)総理

の御所見をお伺いいたします。

さて、税制の改正に当たっては、まず不公平な税制を徹底的に正すことから始めるべきです。

政府は、不公平税制の是正はおおむね一段落したと言っていますが、これは大変なごまかしと言わなければなりません。なぜなら、今日、租税特別措置はもろろんのこと、各種引当金、受取配当益金不算入など、法人税法本法にも不公平税制が温存されているのです。

そして、今回の改正も従来と同様のきわめてお粗末なものと言わざるを得ません。企業課税では、金融保険業の貸し倒れ引当金の繰り入れ率のわずかな引き下げなど、ほんの申しわけ程度にとどめた上、逆に大企業の要望していたエネルギー対策投資減税の新設や、物品税新設の見返りとしての大手家電業界向けの製品保証引当金制度の拡大などを準備し、かえって新たな不公平を広げてきているのは、非常に重大な問題です。(拍手)

そしてまた、所得課税についても配当控除制度や有価証券譲渡益非課税制度などに全く手をつけていないではありませんか。

財界の調査機関である日本経済調査協議会でさえも「資本蓄積、内部留保といった政策目標のために税制を活用するのは、明らかに時代おくれ」と指摘しているほどです。各種の準備金や特別償却制度を初め、すべての優遇措置を根本から点検し、不公平税制を完全になくすようにすべきです。

昭和五十六年二月十九日 衆議院会議録第七号

所得税法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する養輪幸代君の質疑

一六六

総理、あなたは、これらの不公平税制の是正を今後どのように進められるのか、明確な答弁をお願いいたします。

次に、今後の税制のあり方について伺います。

税負担がどうなるかは、国民の生活に直接かわってくるため重大な問題です。ところが、総理や大蔵大臣の態度は、意識的に見解の表明を避け、国民に知らせないで増税計画を進めていると疑わざるを得ないものです。

さきの中期税制答申は、国税でGNPの二％、地方税でも一％程度の増税が必要とし、「広く消費に着目する間接税」の導入を提起しています。GNPが約三百兆円と見込まれる五十七年度で計算してみると、増税額は国税で約六兆円、地方税で約三兆円、合わせて九兆円にも上り、四人家族では年間三十万円もの増税となるのです。

また、大蔵省が提示した財政の中期展望も、五十七年度からの三年間に新たに約十四兆五千億円もの財源措置が必要だとして、超大型増税を示唆しています。

総理、あなたはこの大増税を一体だれに、どのような形で負担させようというのですか。国民の批判が強く、私どもも断固反対している新大型間接税については、どのような形にしろ、将来にわたって導入しないと、この際はっきりと言明すべきです。

最後に強調したいのは、いま進められている空前の大増税と福祉の切り捨ては、軍拡財源確保の

ためであるということです。戦後初めて軍事費の伸びが福祉費の伸びを上回り、戦車やミサイルが福祉や教育を踏みつぶそうとしていると言われている。

八〇年代を戦争の時代にはなりません。私はいま、有事立法問題が論議されたある日の新聞に載っていた七十五歳のおばさんの歌を思い起こしています。

徴兵は命かけても阻むべし母祖母おみな牢に満つるとも

この叫びを真剣に受けとめた誠意ある答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) お答え申し上げます。

まず、財政再建と国民生活についてのお尋ねであります。大量の公債発行による財政の破綻は、インフレのおそれにつながるものでありますから、国民生活の安定を図る上で、財政再建はきわめて重要であると考えております。特に、将来の生活、私たちが後の世代の生活にまで思いをいたしました際に、いまここでどうしても財政再建を達成しておかなければならないのであります。

財政再建の過程におきまして、歳出の節減合理化が基本となるものであります。その際、社会的に、また経済的に弱い立場にある方々には重点的に配慮してまいることが必要であると考えてお

ります。

所得税減税についてのお尋ねであります。先ほど来申し上げておりますように、わが国の財政の現状及びわが国の所得税の負担水準から見ても、いりまして、しばらく所得税減税はお許しを願いたいと思います。

次に、不公平税制の是正についてのお尋ねであります。これも先ほど来御答弁申し上げておりますように、租税特別措置の整理には、特に昭和五十一年度以来積極的に努力してきており、残されているものは、個人向けマル優制度とか、中小企業、農林漁業対策、資源・エネルギー対策など、限られたものになってきております。しかし、なお今後におきましても、社会経済の実態に即して見直しは続けてまいりたいと存じます。

今後の税制のあり方については、今国会における御議論、今後の財政経済動向などを踏まえて、幅広い観点から検討してまいりたいと考えております。

以上のほかの問題につきましては、所管大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) 所得税減税を実施しないとの方針を撤回しないか。これはもう総理大臣から詳しい答弁がありましたから省略させていただきます。

それから人的控除、これを所得控除方式から税額控除方式に移行させないかということでございます。

ます。

現行の所得税制は、すべての納税者について、その所得から、基礎控除、配偶者控除、扶養控除より成る基礎的な非課税部分を控除するという仕組みになっております。その残額に課税する、しかもこれに累進税率を当てはめるということになっておるわけです。

昨年十一月に出された税制調査会の中期答申に述べられているように、このような現行の人的控除の仕組みは、簡明かつ合理的なものである、今後とも維持してよいと考える、こう言っているわけですね。私もそう思います。

なお、わが国の所得税は、諸外国の中で最も累進的な、税率がきゅつと高くなる累進的な構造を有していることによって、現在の所得税負担がきわめて累進的になっておる、これも事実でございます。私は、いままでのいいのじゃないか、そう思っております。

それから児童扶養控除、これをやめて、第一子からの児童手当を支給することを考えたかどうか。

これは一部の人が言っておるのですが、「両方やれ」と呼ぶ者あり。これは本当に両方やらなければならないようなことにもなりかねない。私の考えとしては、日本の給与体系とヨーロッパとは非常に違いますね、したがって、そういう児童手当のやり方というものは、私は、いかになものか、余り賛成できかねるわけでございます。

す。
それから、法人税率の引き上げについて段階税率を設ける。

これは、先ほどどなたかの御質問にありまして、これは大法人だからといって、問題は、その資本金の割合で幾らもうかったかが問題なわけですから。しかし、その資本金の割合で利益率が強いというのは、むしろ大企業というよりも資本金の小さい方に多い。(発言する者あり)いや、実際そうですよ。ですから、なかなかそういう税率もできない。だからといって、ただ資本金が大きいから、もうけが少なくとも税率は高いんだ、これもいかなるものかということ、私はちょっとなじまないと考えております。

それから、土地の分離課税初めいろいろな不正税制はもったいばいあるじゃないかというお話でございます。短期譲渡所得とかですね。これなどはしかし、短期譲渡所得なんというものは所得税本則よりも重い負担に実質してあるということでありまして、かなりきちんとしているわけです。

有価証券譲渡課税についても、五十四年度に課税の強化をしたばかりでございます。しかしながら、昨年十一月の税制調査会の中期答申の考え方もありますから、それに沿ってさらに検討を進めてまいりたい、そう思っております。
利子配当の問題は、総合課税への移行というのを決定済みでございます。

その他、特別措置の見直し等については、時折それは時代の変化によってやるわけですから、今後とも見直してまいりたい、そう考えておりますが、あと残っているのは、マル優とか個人向けのものなどが残っております、これはどういうふうにするか、今後の検討課題でございます。

それから、中期展望の中で、増税が要調整という形でいっばい出てくる、それをだれから、どうして取るのだというふうなお話ですが、あれは全部増税というわけではないのですよ。あれは要するに、現在のままの制度で、そのまます手を加えないで、おけば大体これくらいのインフレ率、これくらいのGNPの伸び率という一定の条件があったら、そのもとはこんなふうなものでいきます、しかし、税収の方も伸びますが、その差額にギャップがありますよと。しかし、これは要するにどうして調整するか。制度に手を加えていく、あるいはもっと政策的に歳出カットをばつとやる、そういうふうなことで、いろいろなことに手を加えて、へこます方法が一つございまして。そこでどうしても足りない部分ということになれば、あとはどういうふうな負担方法にするか、また別な話でございます。まして、もう足りればそれでオーケーというわけで、何も要らぬわけでありまして、別に増税のためにというのではない。
われわれとしては、総理が言っているように、極力歳出の縮減合理化を図る、そういうふうなことで、ことは二十五年より四・三%、二十五年

間やったことはないわけですから、何のかの言われたって二十五年ぶりの話であることは間違いないわけでありまして。極力今後進めてまいりたい、そう思っております次第でございます。
以上であります。(拍手)

〔国務大臣園田直君登壇〕

○国務大臣(園田直君) 児童手当の制度については、御発言のとおり、昨年九月、中央児童福祉審議会から、長期の観点に立つて根本的な改革を行うべしとの提案がなされております。この提案の趣旨にのっとり、控除の問題、税の問題あるいは対象の問題等検討すべきことで、私は、これは強化充実すべきであると考えておりますが、大蔵大臣は、それは一部の意見である、こういうあれでありましたが、一部の意見ではなくて、所管大臣の厚生大臣の意見でございます。

いずれにいたしましても、先般の予算折衝の最後に、この問題は十分検討しましょう、こういうことを言っておりますから、政府部内で検討いたし、趣旨に従い努力をする所存でございます。(拍手)

○副議長(岡田春夫君) 伊藤公介君。

〔伊藤公介君登壇〕

○伊藤公介君 私、新自由クラブを代表し、ただいま議題となっております所得税法、法人税法、租税特別措置法、以上三法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対し、総理並びに大蔵大臣に

質問をいたします。

政府は、昭和五十六年度予算を財政再建元年の予算であるとし、この予算によって財政再建を本格的軌道に乗せることができるとしております。

財政の再建を公債依存体質からの脱却に求め、公債発行額の二兆円減額の達成が財政再建のスタートとされているわけですが、政府の考えている財政再建の基本的な理念につき、本議題であります税制の改正に関連をして、まず総理にお伺いをいたします。

歳入総額に占める公債金の割合が異常な高さにあることから見て、財政の再建が当面の急務であることは、われわれもひとしく認めるところであります。巨額の公債依存から脱却することが、現在の財政に課せられた課題であることは、論をまたないところであります。

しかしながら、問題は、この財政危機から脱却する政策手法にあると私は考えているのであります。政府が国債二兆円減額のためにとった方法は、総額一兆三千八百三十億円にも上る税制改正による増税と、大蔵省が約四兆五千億円と見込んだ自然増収、すなわち実質増税によるものであります。この税制改正による増税と自然増収という名の実質増税を合わせたその増税額は、実に六兆円にならんとするものであります。

われわれは、かねてより、財政危機の背景、その原因を究明する立場から、また活力ある自由主義社会を求める立場から、財政再建を歳出構造の

改革によって達成することを主張してまいりました。つまり、財政の再建とは、単に公債発行額の減額を目的とするのではなく、特に増税による公債減額は、不健全財政のそのしりぬぐいを国民にのみ押しつける以外の何物でもないと言わなければなりません。すなわち、現在の歳出構造は、昭和四十年代後半の高度経済成長期の歳出構造そのままであり、それを増分主義という予算編成のメカニズムで歳出膨張をさせたものであります。

したがって、予算編成のあり方を、増分主義からゼロベース方式へと改める必要があると考えますが、この点について、まず総理のお考えを承りたいと思います。

財政の再建は、時代の要請に合致しなくなった制度、たとえばその代表的なものとして、いわゆる三区の赤字構造を要する中で求められると考えます。財政再建についての考え方をまずお伺いしたいと思ひます。歳出構造の改革として、三Kを含めどのような制度の改革を計画されているのか、これもあわせて伺いたいと思ひます。

現在の食糧管理制度のもとでの生産者米価の決定方式は、生産費補償方式がとられているわけでありますが、食糧制度そのものの見直しが行われていない以上、生産者米価の引き上げは当然のことになるわけであります。消費者米価は、米の需給動向から考えましても、引き上げはきわめて困難な状況であります。財政の赤字という現状もあり、来年度の米価についての方針を、財政再建の方針

を伺う一つの具体的な例としてお答えを伺いたいと思ひます。

昭和五十六年度予算は、一般歳出を四・三％の伸びにとどめ、歳出全体の規模を一けたの伸びに抑制するために、経費について根拠から見直すなど、節減合理化に格段の努力を払った、こう財政演説の中で大蔵大臣は述べられておりますが、見べき制度の改革は全く行われず、国家公務員の百一人の純減、公共投資の抑制、地方財政対策費の圧縮など、これが徹底をした歳出の合理化、格段の努力かと疑わざるを得ないのであります。

大蔵省がさきに公表をされました財政の中期展望によりますと、歳入歳入のギャップ、要調整額は、五十七年度においては二兆七千七百億圓、五十八年度においては四兆九千六百億圓、五十九年度においては六兆八千億圓にも上るとされ、年度平均二兆三千億圓弱が、歳入の抑制または歳入の増加による調整が必要となっております。

五十六年度予算の編成が、六兆圓に近い増税と、わずかに数千億圓の歳出合理化で行われたことを見ましても、この中期財政展望に言われる要調整額は、再び安易な歳入増加によって賄われるのではないかと推測がされるのであります。さらに、五十六年度予算の増税が、現行税制の枠組みの中で最大限の増収措置を図ったとされている以上、五十七年度以降の増収策は、新税の導入が考えられるわけであります。

われわれは、活力ある自由社会の限らない発展

を希求する立場から、これ以上の政府の肥大化に歯止めをかけ、そして新税の導入はもちろん、増税策には原則として反対の立場をとるものであります。国民の立場から見ても、まさに申しわけ程度の歳入減らしと、大増税の後にまたもや大型の新税では、とうてい容認ができるものではありません。

中期財政展望の要調整額をどのように調整されるおつもりか、また、歳入の見直しで行われるお考えであるとすれば、その内容をお示しをいただきたいと思ひます。

本格的な制度改革を短時間で行うことがきわめて不可能である以上、要調整額を歳出構造の改革で行おうというなら、その具体的な内容を少なくともサマリーレビューの中で明らかにすべきだと考えますが、その点についての総理並びに大蔵大臣の御決意を伺いたいと思ひます。

その上、私も新自由クラブがかねてから、立憲以来主張し続けてきたように、夏の各省概算要求提出時期以前に、翌年度の予算の骨格、そのあるべき姿を議論する予算国会を開会をすべきだということを主張してまいりました。与党の総裁としての総理のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

さて、所得税法の改正についてであります。この改正の内容であります控除対象配偶者の所得要件の緩和等によって初年度百六十億圓、平年度百三十億圓の減収が見込まれております。この一

方、いわゆる自然増収という名の増収額は二兆七千六百九十億圓が見込まれております。このように大きな額の増収は、課税最低限度が五十二年以降長期にわたって据え置かれてきたことに大きく依存をしているものであります。

五十六年度経済見通しによれば、来年度の実質経済成長率を五・三％とし、この寄与度は、内需四％、このうち個人消費二・五％を見込んでいます。五十五年度の輸出依存型から、内需依存型の成長への移行を予測されているわけでありまして、五十五年の輸出依存型から、内需依存型の成長への移行を予測されているわけでありまして、課税最低限、現行税率の据え置きと給与所得者の可処分所得の減少の中で、個人消費支出のこのような伸びが、どのような理由で予測されるのか、大変理解に苦しむところであります。

今般の所得税法の改正の内容は、以上のような観点から、当然各種人的控除額あるいは給与所得控除額の引き上げによって、課税最低限の引き上げ、所得税減税を行うべきでありまして、控除対象配偶者の所得要件の緩和等の内容はきわめて不十分なものと言わなければなりません。総理の御所見を伺いたいと思ひます。

大蔵省が予算資料として提出をされました「業種別所得者数と所得税納税人員」によりますと、給与所得者は八四％が所得税を納税するのに対して、自営業者では四二％、農業所得者では一五％となっております。もちろん、山間の貧しい農家や地方都市の零細商店も決して少なくなく、これ

らが課税最低限以下となることは予測をされるものの、源泉徴収による給与所得者の納税と申告による納税の捕提率に差があるのではないかと考えるのでありますが、大蔵大臣に、この数字を見て、税の捕提率という問題をどのように考えられているのか、また、税の捕提率の問題があるとすれば、改善の方策をどのように図っていくつもりか、お尋ねをしたいと思います。

法人税法の一部改正についてであります。私も、五十六年度予算の編成段階で、法人税率の引き上げには十分慎重である必要があるということをお願いしたところでありますが、今回の二%の税率引き上げが、景気動向を十分に配慮された上で行われようとしているのか、大変疑問を抱かざるを得ません。企業の設備投資意欲は、ここ数年抑制ぎみに推移をしておりますが、その一方、機械設備の耐用年数の到来、あるいは省力化を指向した投資意欲が最近になってあらわれてきております。設備投資の増加が経済の活力を生む源泉であることは、いまだ申し上げるまでもないことでありますが、このような景気状況の中で、投資意欲に水を差す形での法人税率の引き上げ、あるいは増税が妥当性を持つものであるか否か、経済運営の観点を含めて、御所見を承りたいと思います。

特に、中小企業の税負担については、税率の一律二%引き上げによって、ますます企業経営を圧迫することになるのではないのでしょうか。中小法

人の軽減税率の適用所得限度の引き上げを現行の七百万円から八百万円にするという小手先の改正ではなく、中小法人の経営実態を考え、この際、適用所得限度を少なくとも年一千万円程度に引き上げるべきだと考えますが、この点についても、大臣のお考えを伺いたいと思います。

以上、総理、大蔵大臣の明快な答弁を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) お答えいたします。

財政再建下におきましての予算編成のあり方についてお尋ねがございました。

高度経済成長のもとで肥大化したところの歳出構造をそのままにせず、根底から歳出の内容を見直す必要があるのではないかと御意見でございますが、全く同感でございます。

昭和五十六年度予算の編成に当たりまして、そのような方針で歳出の節減合理化に取り組んできたところでありまして、今後の予算編成に当たりまして、サマーレビュー等を通じ、歳出の内容の厳しい洗い直しを進めてまいりたいと存じます。

所得税減税につきましては、すでに再三申し述べておりますとおり、わが国の財政の現状、所得税負担の水準などから考えまして、しばらくお許しをいただきたいと存じます。

残余の件につきましては、所管大臣から答弁を

いたさせます。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) 伊藤議員にお答えをいたします。

財政再建のため、三Kを含めてどういう改革をやっていくかということでございますが、具体的な削減方策については、各方面の意見を十分聞いて私は検討したいと思っております。

これは制度上の問題でございますから、食管法に手をつけないで、あそこの構造改革をするということは、これは不可能であります。当然食管法を直さなければならぬ。存置するところはどこを存置し、直すところはどこをなにするか。食管法は全然改正するな、財政改革でうんと経費は出せと言われても、それは不可能に近いことでございます。したがって、今回の予算編成までには、

いろんな法律の制度をどんどん直すという問題については間に合いませんでしたが、これは、私は、財政再建を考える上において避けて通れない問題である、そう思っております。

生産者米価、消費者米価の問題については、これはもう所得補償と申しまして、そのときの財政事情、経済事情、需給事情を勘案して決めるわけでございますから、必ずしも上がるということばかりではございません。そういうわけでもございませぬ。

それから、要調整額をどう調整するつもりかということでございますが、これも要するに、制度

的なものでよい経費がかさむものは、制度の見直しをしなければならぬし、それから、もういまになれば国民の生活水準から、そういう補助金はなくなっていくじゃないか、もっと一部負担があってもいいじゃないかというふうなものについては、そういうような方策をとる必要があるし、かなり思い切ったことをいままでもやってきたが、さらに一層もう法律の絡んだ話もあるわけですが、みんなそうですか。そういう問題についても国会等で皆さん方の意見を十分拝聴し、また、いろいろな御批判を得ながら、財政再建は総理の言うように、一年で終わるわけではないので、これは元年でありますから、これから続けてやらなければならぬ。そういうことで、やはりどういふところで調整するか御相談をしてみたいと考えておる次第でございます。

サマーレビューまでに明らかにする。もう極力われわれとしては、国会が終われば当然来年度の予算編成の話をしなきゃならぬ、八月には予算の概算要求というわけですから、まず党内においても、政府の内部においても、抜本的な、歳出を中心にした議論というものをやっていく必要がある、かなり急いでやっていく必要があると私は思っております。

それから、業種別の納税人口の割合で、給与所得者が八四%、自営者四二%というのですが、給与所得者は別に一六%脱税しているというわけではなくて、給与所得者も税金を払わない人が一

昭和五十六年二月十九日 衆議院會議録第七号

所得税法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する伊藤公介君の質疑 朗読を省略した議長の報告

一七〇

六〇いるということだと私は思います。農業者の場合は一五〇しか税金を払っていないじゃないか——これは統計は、どこの統計の統計、いろいろ統計のとり方がございますから、だから業種別所得者と納税人口の割合というのは、所得種別、公算の違ひなどから、単純に比較することは私は適当でないと思います。思いますが、農業者の納税割合が少ないということは、所得が少ないから少ないんでして、しかしながら、農業者は、サラリーマンより農家一体としては上の所得があるんじゃないかという議論もあります。それは要するに農外収入でありまして、主として出かせぎであります。または兼業です。したがって、これは統計上勤労者に入っちゃうわけですよ。五百万所得がある。農業所得が百万しかない、四百万のサラリーマンとしての所得がある。農業者の方と兼業のサラリーマンの方と両方に入ってしまう、したがって、農業者の方だけから見ると非常に少なくなるというのも事実だと思います。しかし、農家の方も兼業している人は、サラリーマンとしてちゃんとその税金はみんな取られて納めておるということも事実でございます。

問題は、自営業者の問題かと存じますが、この税の捕捉という問題については、ただ権限を強化して、税務署員をふやして権力だけということよりも、私は、いつも言っているように、何と云うに、これは納税者の自覚、要するに納税の思想の高揚ということが一番であって、申告納税

制度である以上は、申告者がみんなその気になつてもらつて正確に申告すれば、もう本当に何にも問題はない、コンピュータでばたばたした全部できちゃう。だから、まず相応のことをやっていただくことが先決でございます。しかし、それだけでは訓話になつちやいますから、やはりその捕捉率については、税務職員をふやすことも必要でしようし、それから、何といつても記帳をきちんとさせるということも必要でございますし、コンピュータ等によつていろいろな周辺の調査を資料を整備することとで、脱税者に対してはもう一罰百戒、びしゃつとこれはやることも必要であります。

いづれにいたしましても、いろいろな方策を全部組み合わせて税の公平が確保されるように今後努力をしてまいる所存でございます。(拍手)

○副議長(岡田春夫君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(岡田春夫君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 鈴木 善幸君
大蔵大臣 渡辺美智雄君

厚生大臣 園田 直君
労働大臣 藤尾 正行君
国務大臣 中曾根康弘君

出席政府委員
大蔵省主税局長 高橋 元君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る十三日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和五十五年一般会計補正予算(第1号)

昭和五十五年特別会計補正予算(特第1号)

昭和五十五年政府関係機関補正予算(機第1号)

一、去る十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律

昭和五十五年の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(報告書受領)

一、昨十八日、岸田国立国会図書館長から福田議長あて、昭和五十四年度の国立国会図書館の経

管及び財政状態についての報告書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十三日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 西田 八郎君(理事和田一仁君去る十三日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員

辞任

補欠

天野 公義君

植竹 繁雄君

武田 一夫君

後藤田正晴君

根本龍太郎君

矢野 絢也君

後藤田正晴君

根本龍太郎君

矢野 絢也君

不破 哲三君

熊川 次男君

白川 勝彦君

岡本 富夫君

三浦 久君

後藤田正晴君

根本龍太郎君

矢野 絢也君

天野 公義君

植竹 繁雄君

武田 一夫君

熊川 次男君

白川 勝彦君

岡本 富夫君

三浦 久君

後藤田正晴君

根本龍太郎君

矢野 絢也君

不破 哲三君

議院運営委員

辞任

補欠

高橋 辰夫君 中村正三郎君
中村正三郎君 高橋 辰夫君

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

亀井 静香君 正示啓次郎君
正示啓次郎君 亀井 静香君

予算委員

辞任

補欠

越智 伊平君 近藤 元次君
正示啓次郎君 宮下 創平君

不破 哲三君

辻 第一君

近藤 元次君

越智 伊平君

宮下 創平君

正示啓次郎君

辻 第一君

不破 哲三君

決算委員

辞任

補欠

西田 八郎君 和田 一仁君
和田 一仁君 西田 八郎君

議院運営委員

辞任

補欠

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

運輸委員

辞任

補欠

佐藤 文生君 海部 俊樹君

近岡理一郎君

始関 伊平君

三塚 博君

原田 憲君

関 晴正君

野坂 浩賢君

海部 俊樹君

佐藤 文生君

始関 伊平君

近岡理一郎君

原田 憲君

三塚 博君

野坂 浩賢君

関 晴正君

予算委員

辞任

補欠

上村千一郎君 石井 一君
海部 俊樹君 近藤 鉄雄君

始関 伊平君

片岡 清一君

原田 憲君

原田昇左右君

野坂 浩賢君

関 晴正君

不破 哲三君

岩佐 惠美君

岩佐 惠美君

栗田 翠君

石井 一君

上村千一郎君

片岡 清一君

始関 伊平君

近藤 鉄雄君

海部 俊樹君

原田昇左右君

原田 憲君

関 晴正君

野坂 浩賢君

栗田 翠君

不破 哲三君

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

上草 義輝君 小淵 惠三君
小渡 三郎君 倉成 正君

小淵 惠三君

上草 義輝君

倉成 正君

小渡 三郎君

通信委員

辞任

補欠

鴨田利太郎君 宇野 宗佑君
川崎 二郎君 始関 伊平君

吹田 悦君

正示啓次郎君

森 美秀君

瀬戸山三男君

依田 実君

河野 洋平君

宇野 宗佑君

鴨田利太郎君

始関 伊平君

川崎 二郎君

正示啓次郎君

吹田 悦君

瀬戸山三男君

森 美秀君

河野 洋平君

依田 実君

建設委員

辞任

補欠

小野 信一君 石橋 政嗣君
石橋 政嗣君 小野 信一君

予算委員

辞任

補欠

宇野 宗佑君 中村 靖君
上村千一郎君 片岡 清一君

小淵 惠三君

原田昇左右君

倉成 正君

近藤 鉄雄君

始関 伊平君

近藤 元次君

正示啓次郎君

宮下 創平君

瀬戸山三男君

池田 行彦君

石橋 政嗣君

小野 信一君

不破 哲三君

東中 光雄君

河野 洋平君

依田 実君

池田 行彦君

瀬戸山三男君

片岡 清一君

上村千一郎君

近藤 鉄雄君

倉成 正君

近藤 元次君

始関 伊平君

中村 靖君

宇野 宗佑君

原田昇左右君

小淵 惠三君

宮下 創平君

正示啓次郎君

小野 信一君

石橋 政嗣君

東中 光雄君

不破 哲三君

依田 実君

河野 洋平君

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

今枝 敬雄君 倉成 正君
上村千一郎君 始関 伊平君

太田 誠一君

瀬戸山三男君

倉成 正君

今枝 敬雄君

始関 伊平君

上村千一郎君

瀬戸山三男君

太田 誠一君

社会労働委員

辞任

補欠

金子 みつ君 横路 孝弘君
横路 孝弘君 金子 みつ君

倉成 正君

近藤 元次君

昭和五十六年二月十九日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

一七二

始関 伊平君 栗山 明君
瀬戸山三男君 大原 一三君
横路 孝弘君 金子 みつ君
不破 哲三君 正森 成二君
大原 一三君 瀬戸山三男君
近藤 元次君 倉成 正君
栗山 明君 始関 伊平君
金子 みつ君 横路 孝弘君
正森 成二君 不破 哲三君

一、昨十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

補欠

今枝 敬雄君 浦野 然興君
山中 貞則君 長野 祐也君
浦野 然興君 今枝 敬雄君
長野 祐也君 山中 貞則君

農林水産委員

辞任

補欠

上草 義輝君 平沼 赳夫君
平沼 赳夫君 上草 義輝君

商工委員

辞任

補欠

天野 公義君 倉成 正君
植竹 繁雄君 後藤田正晴君
浦野 然興君 塩崎 潤君
粕谷 茂君 始関 伊平君
田原 隆君 細田 吉蔵君

科学技術委員

辞任

補欠

与謝野 馨君 山中 貞則君
山中 貞則君 与謝野 馨君

予算委員

辞任

補欠

倉成 正君 近藤 元次君
後藤田正晴君 中西 啓介君
始関 伊平君 植竹 繁雄君
塩崎 潤君 小里 貞利君
根本龍太郎君 石井 一君

通信委員

辞任

補欠

宮下 創平君 根本龍太郎君
倉成 正君 天野 公義君
後藤田正晴君 植竹 繁雄君
始関 伊平君 粕谷 茂君
塩崎 潤君 浦野 然興君
根本龍太郎君 宮下 創平君
細田 吉蔵君 田原 隆君

(理事補欠選任)

一、去る十二日、公職選挙法改正に関する調査特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 佐藤 鎮樹君(理事川口大助君去る十二日委員辞任につきその補欠)
理事 伏木 和雄君(理事坂井弘一君去る十二日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

補欠

佐藤 一郎君 高村 正彦君
渡海元三郎君 北村 義和君
古井 喜實君 原田昇左右君
川口 大助君 山花 貞夫君
北村 義和君 渡海元三郎君
高村 正彦君 佐藤 一郎君

(議案提出)

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律案
石油備蓄法の一部を改正する法律案
産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案
日本航空株式会社法の一部を改正する法律案
雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
地方交付税法等の一部を改正する法律案
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
国民年金法等の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

漁船損害補償法の一部を改正する法律案
蚕糸砂糖類価格安定事業団法案

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
住宅・都市整備公団法案

一、去る十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律案

(議案付託)

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第二三号)

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

以上二件 社会労働委員会 付託

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

案(内閣提出第二二号)

石炭対策特別委員会 付託

一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

以上三件 大蔵委員会 付託

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出第三〇号)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

蚕糸砂糖類価格安定事業団法案(内閣提出第三二号)

農林水産委員会 付託

外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律案(内閣提出第三五号)

運輸委員会 付託

一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

昭和五十五年分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十三日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和五十五年度水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

一、去る十三日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和五十五年度一般会計補正予算(第一号)

昭和五十五年度特別会計補正予算(第一号)

昭和五十五年度政府関係機関補正予算(機第一号)

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十三日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、体育に関する事項

五、学術研究及び宗教に関する事項

六、国際文化交流に関する事項

七、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十六年二月十三日

文教委員長 三ツ林弥太郎
衆議院議長 福田 一殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、建設行政の基本施策に関する事項

二、都市計画に関する事項

三、河川に関する事項

四、道路に関する事項

昭和五十六年二月十九日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

一七四

五、住宅に関する事項
六、建築に関する事項
七、国土行政の基本施策に関する事項
二、調査の目的
建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
昭和五十六年二月十三日
建設委員長 稲村 利幸
衆議院議長 福田 一殿
一、運輸委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十七日これを承認した。
国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、陸運に関する事項
二、海運に関する事項
三、航空に関する事項
四、日本国有鉄道の経営に関する事項
五、港湾に関する事項
六、海上保安に関する事項
七、観光に関する事項
八、気象に関する事項

二、調査の目的
右各事項の実情並びに行政を調査し、この合理化及び振興に関する対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
昭和五十六年二月十七日
運輸委員長 小此木彦三郎
衆議院議長 福田 一殿
一、農林水産委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十八日これを承認した。
国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、農林水産業の振興に関する事項
二、農林水産物に関する事項
三、農林水産業団体に関する事項
四、農林水産金融に関する事項
五、農林漁業災害補償制度に関する事項
二、調査の目的
農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
昭和五十六年二月十八日
農林水産委員長 田邊 國男
衆議院議長 福田 一殿
(質問書提出)
一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
豪雪地帯及び積雪寒冷地域の施策に関する質問主意書(斎藤実君提出)
一、昨十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
憲法第十八条に関する質問主意書(森清君提出)
(答弁書受領)
一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法に関する再質問に対する答弁書

律及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法に関する再質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和五十六年二月六日
提出者 瀬長亀次郎
衆議院議長 福田 一殿
沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法に関する再質問主意書
(以下「公用地暫定使用法」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(以下「米軍用地特措法」という。)に関する私の二度にわたる質問主意書に対する政府答弁は、米軍が銃剣とブルドーザーをもつて県民から奪い取った基地用地の使用を継続するため、修繕をつくすことによつて政府の脱法行為を覆い隠し、言語道断の居座りをたくらむものであることを政府自らが明らかにし

たものであると断ぜざるを得ない。

いやくも政府が法手続の厳正な執行を建前とするならば、法発動の要件を欠落させた米軍用地特措法の発動の撤回及び、かつて政府自らが明言した「契約若しくは一般法による権原取得までの暫定措置としての土地使用」という根拠がもはや失われた公用地暫定使用法による強制使用を直ちに終了し、土地所有者の権利回復を早急に実施することを重ねて要求し、以下について政府の見解を求めるものである。

一 前回質問に対する昭和五十六年一月十三日付政府答弁書(以下「答弁書第四号」という。)の三については、質問の三の二についての答弁がない。

よつて以下に関し再度見解を求める。

1 質問に引用した森山政府委員答弁で明らかにされている建物の移設については、いつから取り掛かり、いつまでに完了させるか。

また、その費用見積り及び予算措置について明らかにされたい。

2 返還すべき土地の所有者から開墾地の設定や現認のための立入りなど返還の準備に関する話し合いの申し出があつたときは、政府は当然これに応ずべきであると思うが、政府は応ずる用意があるか。

二 沖縄県内の位置境界不明地域内の土地への米軍用地特措法の適用に関する以下の質問に答えられたい。

1 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(以下「位置境界明確化法」という。)の原案となつた沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案及び位置境界明確化法案の提案理由説明に際し、三原国務大臣は、「位置境界が現地に即して確認できない土地につきましては、使用しようとする土地を現地に即して特定できないため、これらの法律(注、米軍用地特措法及び土地収用法)による使用について、所要の手続をとることができません。」(第八十回国会衆議院内閣委員会議録第十二号二頁、注記は瀬長)、「沖縄県の区域内において昭和五十二年五月十五日以後も引き続き駐留軍または自衛隊の用に供すべき未契約地を、権利者の保護に留意し、かつ、その位置境界が明らかでないという土地の特殊性に合つた手続により使用すること」を定める法律案を提出した次第であります。」(第八十回国会衆議院内閣委員会議録第十号一頁)と述べている。

また、これに先立ち第七十七回国会において斉藤一郎政府委員は、「いわゆる暫定使用法の期限が切れた後は一般の土地収用法、米軍の場合には米軍に対するいわゆる特措法に基づいて強制収用の手続を、必要なものについてはやる、返すべきものについては返すということになるわけですが、境界が

不明確で土地が特定できない土地についてはこれらの手続が手続上とれないというふうに解釈されております。そういうことなので、とにかく一般法に戻すためにはどうしても土地の境界を明確にする必要がある……」(第七十七回国会衆議院内閣委員会議録第六号六頁)と答弁している。政府は現在もこの見解を維持しているか。もし、見解を変更しているのであればその理由、根拠を明らかにされたい。

2 私が第九十三回国会において提出した質問主意書第一五号において、位置境界明確化法の手続未完了の土地への米軍用地特措法の適用に関し、政府は、かつて、現地に即して土地の特定ができないため同法の手続はできないとしていたにもかかわらず、今回何らかの方法によつて土地の特定ができれば手続ができるとして同法の発動を強行した。集団和解が未成立のままでも位置境界が確定できる方法などおおよそ考えられないが、何らかの方法とは何か、その根拠は何か、とただしたのに対し、同質問への昭和五十五年十二月五日付政府答弁書(以下「答弁書第一五号」という。)においては、「昭和五十五年十一月十七日に意見照会を行つた駐留軍用地特措法により使用しようとしている土地のうち、その大部分は沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に

関する特別措置法の手続を完了しており、同手続を完了していない一部の土地についても位置境界明確化作業を通じ、現地に即して特定できる状態になっているからである。」(答弁書第一五号二について)と述べている。

であるにもかかわらず、答弁書第四号の四の二及び五については「先の答弁書の二についてにおいて『位置境界明確化作業を通じ、現地において特定できる状態になっている』と答弁したのは……」とその記述を変更している。

政府自身の答弁からの引用に際し、その文言を変更することは政府答弁の権威にかかわるものであり、遺憾極まりないことといわなければならないが、これは単なる引用のミスであるのか、それとも「現地に即して」という先の答弁の中心点を変更するものであるのか、そのいずれであるのか明確に答えられたい。

3 前項について、単なる引用のミスであるのであれば、答弁を「先の答弁書の二についてにおいて『位置境界明確化作業を通じ、現地に即して特定できる状態になっている』と答弁したのは、位置境界明確化作業を通じ、当該土地について駐留軍用地特措法による手続を進め得る状態になっている」ということを述べたものである。」と訂正しなければならぬと思うが、政府は答弁を訂正するか。

4 前項に関し、政府が答弁の訂正を行うので

昭和五十六年二月十九日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

あれば、その答弁は「現地に即して特定できる状態とは手続を進め得る状態にある」ということになり、「現地に即して特定できる状態にある」「すべて特定できる」ことを何ら理由付けるものではない。

つまりこの答弁は、「手続は進められるのだから特定できる状態にある」という「はじめに手続ありき」から出発する逆立ちした論立てを裏返しに記述したものに過ぎず、第1項に引用した国務大臣、政府委員の見解にまったく反するものである。

政府はこの矛盾をどう説明するのか。

5 第2項に關し、この文言の変更が単なる引用のミスによるものでないのであれば、位置境界不明土地への米軍用地特措法の可否をめぐっての核心問題である「現地に即しての土地の特定」が、位置境界明確化法によるいわゆる集団和解が未成立の土地であつても、「何らかの方法」によつて可能とする政府見解に關しての記述を変更するものである。

今後の論議を正確に進める必要上、答弁書第一五号の二について述べられている「現地に即して特定できる状態」とはどのようなことをいうのか、更に、四から七までについてにおいて「二について述べているようにすべて特定できるものであり」と断定しているその根拠は何か、この二点について再答弁されたい。

三 答弁書第四号の六について述べられている

「境界争いのある土地であつても、起業者が、いわゆる公園、当該土地の周囲の土地所有者や古老の証言等を参考にして、土地所有者を確定できる場合にはその氏名を、確定できない場合には「土地所有者不明(甲又は乙)」と、土地調査に記載することにより土地収用法の手続を進めることは可能である。」についての以下の質問に答えられたい。

1 この見解は、境界争いのある一筆地について、当該一筆地のみを対象として土地収用法を發動することを是とするものか。

2 境界争いのある一筆地のみについて土地収用法を發動した例は実際にあるのか。前例があるのなら示されたい。

四 答弁書第四号の七について述べている「先の答弁書の一についてにおいて答弁したとおりである。」とは、「公用地暫定使用法の再延長はしない。」ということであるのか、そうであるならばその旨を明言されたい。

右質問する。

内閣衆議九四第八号

昭和五十六年二月十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖繩における公用地等の暫定使用に關する法律及び日本国とアメ

リカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法に關する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖繩における公用地等の暫定使用に關する法律及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法に關する再質問に對する答弁書

一について

沖繩における公用地等の暫定使用に關する法律を適用している自衛隊用地については、内閣衆議九四第四号(昭和五十六年一月十三日)の答弁書の三についてにおいて答弁したとおり処置してまいりたいと考えており、この際具体的な手続等については、関係法令の定めるところにより所要の措置をしていく所存である。

二について

御指摘の三原国務大臣の趣旨説明及び政府委員の答弁は、いずれも、当時の土地の位置境界の不明確な状態からみて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合

衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法(以下「駐留軍用地特措法」という。)による手続の対象となる土地が現地に即して特定できないので、同法による手続をとることができないということを述べたものであるが、内閣衆議九三第一五号(昭和五十五年十二月五日)の答弁書の二についてにおける答弁は、沖繩県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に關する特別措置法の手続を完了していない一部の土地についても、位置境界明確化作業を通じ、現在では、現地に即して特定できる状態となつてゐることを述べたものであり、相互の見解が矛盾するということではない。また、現地に即して特定できる状態となつてゐるとは、駐留軍用地特措法による手続を進め得る状態になつてゐるという意味である。なお、内閣衆議九四第四号(昭和五十六年一月十三日)の答弁書の四の二及び五についてにおいて、「現地において」とあるのは、「現地に即して」である。

三について

境界争いのある一筆の土地について、土地収用法の手続を進めることは可能である。

境界争いのある一筆の土地を収用した例としては、山陽本線岡山・門司間及び鹿児島本線門司・博多間線路増設工事(山陽新幹線建設工事)のうち、福山駅・新岩国駅(仮称)間線路増設工事に關して、山口県岩国市大字多田字古市一二

○二番の二の土地について、昭和四十八年六月十九日付けで山口県収用委員会が行った権利取得裁決等があることを承知している。

四について

昭和五十七年五月十五日以降においても引き続き米軍の用に供する土地のうち、その使用について所有者等の合意を得ることができない土地については駐留軍用地特措法に定める手続によりその使用権を取得したいと考えており、現在、その手続を進めているところである。
右答弁する。

衆議院会議録第五号中正誤

べし 段 行 誤
一〇六 四 九 地域

地域 正

昭和五十六年二月十九日 衆議院會議録第七号

一七八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(定価)
一〇部
円部

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五三〇四
大代
〒105